

平成18年度 第8回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成19年3月1日(木) 13時02分～16時22分

2 場 所 アスト津4階 アストホール

3 出席者

(1) 委 員

浦山益郎委員長、葛葉泰久副委員長、大森尚子委員、野口あゆみ委員、
松山浩之委員、宮岡邦任委員、山本亥栄委員

(2) 事務局

公共事業総合推進本部

副知事(本部長)

県土整備部長

農水商工部長

環境森林部総括室長

県土整備部

県土整備部理事

公共事業総合政策分野総括室長

公共事業運営室長

住民参画まちづくり分野総括室長

流域整備分野総括室長

道路政策分野総括室長

住まい政策分野総括室長 他

農水商工部

担い手・基盤整備分野総括室長 他

環境森林部

森林・林業分野総括室長 他

津市

公園緑地課長

下水道建設課長

下水道管理課長 他

四日市市

経営企画課長補佐 他

鈴鹿市

下水建設課長

河川課長 他

亀山市

下水道室長 他

桑名市
都市計画課長 他

4 議事内容

(1) 三重県公共事業再評価委員会開会

(公共事業運営室長)

定刻となりましたので、ただ今から平成 18 年度第 8 回三重県公共事業評価審査委員会を開催いたします。本日はマスコミの方だけでございますので、委員長、カメラ入りますけど、よろしゅうございますか。はい、それではよろしく申し上げます。

(傍聴者 入室)

(公共事業運営室長)

それでは、委員会の方、始めさせていただきます。本日は、10 名中 7 名の委員の方が出席の予定でございます。現在、2 名の方遅れてみえますので、よろしく申し上げます。三重県公共事業評価審査委員会条例第 6 条第 2 項に基づき、本委員会が成立することをご報告いたします。

申し遅れましたけれども、私、本委員会の事務局を担当しております県土整備部公共事業運営室の平手と申します。よろしく申し上げます。

それでは、公共事業総合推進本部の本部長であります望月副知事からご挨拶を申し上げます。

(副知事)

副知事の望月でございます。本日は委員の皆様には大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。まず、御礼申し上げます。また、事業の評価につきましても、大変貴重なお時間を割いていただきましてご審議をいただきました。ありがとうございました。

本年度は、県の再評価事業につきましては、15 の事業をご審議いただきましたが、全部の事業で継続といったご答申をいただきました。また、事後評価事業につきましても、4 つの事業につきまして、県の対応方針につきまして了承とのご答申をいただいたところでございます。県といたしましては、これらの再評価事業を継続とさせていただきたく存じますが、委員方からご審議中にいただきましたご意見などを踏まえまして、今日、本県の事業に対する取組でありますとか、今後の事業方針につきましてご説明をさせていただきたく存じます。また、事後評価事業でございますが、評価結果や皆様からのご意見を今後実施いたします事業の計画や実施中の事業へ反映をしてみたいと考えておりますので、またよろしくご意見申し上げます。

今、県議会の開会中ございまして、当初予算案を今提出いたしておるところでございます。選挙があることもございまして、骨格予算ということで編成をいたしまして、ご審

議をいただいております。したがって、選挙後第2回の定例会におきまして最終的な仕上がりとなるということが予想されます。公共事業関係につきましては、大変厳しい状況も反映いたしまして、基本的にはなかなか伸びる状況にはないという状況でございます。

それから、もう1つ今県で仕事に大きく取り組んでおるところは、「県民しあわせプラン」、県の計画でございますが、第二次戦略計画というものを今策定の作業中でございます。中間案を県議会それからパブリックコメント等に表しましてご議論をいただいております。6月以降、最終的な案としてとりまとめて、改めてご議論いただきまして、計画といたしたいと考えておるところでございます。

本日は、この後、各部から今後の取組につきましてご説明を申し上げます。委員方におかれましては、どうぞよろしくご審議を賜りたくお願い申し上げます。以上でございます。

(公共事業運営室長)

ありがとうございます。それでは、議事に入らせていただきたいと思います。本日、委員長から冒頭ご挨拶をいただけるとのことでございます。委員長、よろしくお願いいたします。

(委員長)

それでは、一言ご挨拶申し上げます。まず、公共事業の担当部局及び公共事業運営室の皆様には、本公共事業評価審査会のために資料作成や説明、それから運営に当たっていただきまして、誠に御礼申し上げます。

私どもは、県民の視点から公共事業のマネジメントサイクルの一翼を担うべく、今年度は15の県事業の再評価、4つの県事業の事後評価、12の市町事業の再評価に取り組んでまいりました。その中には、県民の立場から事業継続の妥当性が即断できないために、日を改めて説明をお願いしたものがいくつかありました。事業担当者には、資料づくりや説明に大変なお手間をおかけしましたが、その理由を考えますといくつかの課題が整理できると思います。

第1は、再評価に付される案件の資料の精度を高めていただきたいということです。例えば、再評価後に計画を見直すという内容。それから、未確定な部分のある計画図によって説明を受けた案件があります。これでは、再評価すべき対象が曖昧でありまして、事業継続の妥当性が判断できないということで、再審議とさせていただきます。

第2は、私どもの役割は中間評価と事後評価ですが、当初計画の段階においてもっと科学的で多角的な検討をしていただきたいという点であります。本来、原因者負担で処理することが可能な大規模丘陵開発地の雨水排水を、別途の公共下水道事業として処理する方法を選択したため、事業効果が非常に理解しづらい案件がありました。これらは、当初計画の段階で負担あるいは効果の発現などについて、もっと慎重に多角的に検討されるべき案件だったと考えます。

第3は、県事業と市町村事業の整合性の問題です。本来、河川協議の中で調整されるはずですが、再評価の質疑の中で市町の河川事業を計画どおり進めると、県管理河川の事業進捗の状況によっては支障が生じることが懸念されるものがございました。再度、計画及

び事業の各段階において、県と市町の調整を図っていただくことを要望いたします。

最後に、お願いを1つさせていただきます。私どもは、7月以降ほぼ月に1回、終日に渡って公共事業の再評価や事後評価を真摯に行ってきたつもりです。1件当たり15分程度の説明を受け、質疑応答と補足資料によって事業継続の妥当性について判断することが求められております。今年度の説明及び質疑の時間では、事業を理解し的確な判断をするには1件当たり15分という説明時間が限度であります。したがって、県民に理解を得るという視点から、もっともっとわかりやすい説明及び資料作成に努めていただくとともに、説明、質疑応答及び審議にもう少し時間を確保していただきたいと思っております。再評価案件の数と評価審議に要する時間について、さらに調整を図っていただくことを要望いたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

(公共事業運営室長)

委員長、どうもありがとうございました。申しわけございませんけれども、ちょっと副知事の方、公務の関係でここで退席させていただきますので、よろしく願いいたします。

(副知事 退席)

(公共事業運営室長)

それでは、会議に入ります前に、お手元の委員会資料のご確認をお願いしたいと思います。資料は平成18年度第8回三重県公共事業評価審査委員会資料(事業方針報告)と書かれた厚い資料1部となりますが、ございますでしょうか。

それでは、資料1に従いまして、議事次第でございますが、会議に入らせていただきたいというふうに思います。まず、事務局の方より、委員会の議事進行の方の説明をさせていただきます。

(事業評価グループ副室長)

それでは、委員会の議事進行等について、簡単にご説明いたします。赤いインデックス4の事業方針書に基づき、委員会で審議していただきました事業をご説明いたします。ご説明は、県と市町を分けて、先に県事業からまとめてご説明させていただきます。その後、意見交換会をお願いしたいと思います。

県の説明順序ですが、事業方針書の1ページから、事務局から県の再評価実施事業の対応方針をご報告し、その後、環境森林部、農水商工部、県土整備部の順で、各取組を一括してご説明いたします。その後、意見交換会をお願いしたいと思います。

次に、52ページから事後評価対象事業につきまして、農水商工部、県土整備部の順で、各取組を一括してご説明し、その後、意見交換会をお願いしたいと思います。

最後に、24ページから市町の再評価対象事業の対応方針と各取組を市町ごとを一括してご説明いたしますので、よろしく願いします。

なお、説明時間は1件1～2分、5分以内と考えておりますが、よろしく願いいたします。なお、資料の最後に青いインデックスで「資料編」を添付させていただいております。ここには本年度の再評価箇所、事後評価箇所の概要や平成10年度から本年度までの

委員会の実施状況を掲載してございますので、併せてご参照ください。

議事進行につきましては、以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、議事進行に関しましては何かご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

(委員長)

皆さん、いかがでしょうか。前半少し長いようですが、途中休憩必要ないでしょうか。では、ご提案どおり進めてください。

(公共事業運営室長)

はい。それでは、議事次第の3の今後の事業方針につきまして、まず事務局から再評価対象事業の対応方針を報告させていただき、その後、環境森林部、農水商工部、県土整備部の順で説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

(公共事業総合政策分野総括室長)

それでは、お手元の資料4事業方針書、ページは2ページから3ページをご覧ください。本年度は、7回の委員会におきまして、15事業すべてにつきまして「継続」のご答申をいただきました。本日、ご報告いたします「事業方針書」、委員会のご答申を最大限尊重させていただき決定いたしました「再評価対象事業の対応方針」と、併せていただきましたご意見を踏まえ、事業主体が考えました課題に対する「事業への対応方針」をまとめたものでございます。

なお、この方針書は、各事業室で策定した方針を、副知事を本部長とします公共事業総合推進本部会議における協議を経て、決定したものでございます。この結果、県事業すべてにつきましては、「継続」とさせていただいておりますが、それぞれの具体的な対応方針につきまして、各分野の総括室長からご報告いたしますので、よろしくお願ひをいたします。以上です。

(公共事業運営室長)

それでは、環境森林部の方から、説明をお願いいたします。

(森林・林業分野総括室長)

環境森林部森林・林業分野総括室長の木平でございます。本来なら、私どもの部長が出向きまして委員の方にご挨拶をさせていただくところでございますが、副知事の冒頭のご挨拶にもございましたように、今議会中でございますので所用がございますので、代わりまして私の方から一言ご挨拶を申し上げます。

環境森林部の事業方針を説明させていただく前に、一言本年度の審査をいただきましたことへのお礼を申し上げたいと思ひます。平成18年度につきましては、2ページの方の事業名番号1番にございます森林管理道波留相津線の再評価をお願いしたところでござい

ます。「継続」のご答申と「間伐材の積極的な搬出を含め、林業振興に有効活用するように」とのご意見も頂戴してございます。

森林につきましては、新聞紙上等でご覧いただいているかと思いますが、さまざまな公益的機能を有しているわけですが、昨今はその中でも特に地球温暖化を防止するための温室効果ガスの吸収源として、その役割が大いに期待されているところでございます。京都議定書に定められております目標を達成するため、国におきましては今年度の補正予算から、また次年度の当初予算に至るまで、従来にないような間伐関係の予算編成がなされてございます。本県におきましても、今年度の今議会に諮っております補正予算では、間伐関係の予算をこれまでにないような形で計上させていただいております。間伐対策を進めることとしております。

私ども三重県におきましては、森林の健全な管理を図るため、平成 18 年 4 月から「三重の森林づくり基本計画」、これを定めているところでございますが、間伐につきましては、数値目標を置かせていただいております。10 力年で 80,000ha、単年度におしなべますと 8,000ha という、このような計画を立てさせていただいております。今回の補正でもって、当初懸念しておりました目標達成、どうか 8,000ha が達成できる見込みとなったわけでございます。いずれにいたしましても、森林がさまざまな役割を高度に発揮するためには、適切な森林整備が必要と考えております。林道につきましては、そのための基幹となる施設でございますので、引き続きまして、適正な事業執行に努めてまいりたいと考えているところでございます。

それでは、事業説明の方に入らせていただきます。座らせていただいております。それでは、お手元の資料の方は 5 ページからでございます。森林整備事業森林管理道波留相津線の継続についてでございます。「間伐材の積極的な搬出と林業振興のために有効活用するように」と、こうしたご意見を頂戴してございます。

これに対する短期的な課題の解決方針でございますが、間伐材を運び出してくるにはその材を売って、いわゆる収益が上がらなくてはなりません。そのためには、木材生産のコストを下げるが大変重要なことでございます。そのための指標として、現在全国的にも高性能林業機械を活用することが有効な手段というふうに考えてございます。お手元の方に高性能機械の印刷物、カラーで印刷させていただいたものをお手元の方に配付させていただいているかと思っております。このような内容のものでございますが、よろしいでしょうか。

この前提条件としましては、やはり大型トラックが通行できる林道が必要と。運搬も兼ねたことではございますが。この地域の林業の主要な担い手である事業体は、松阪飯南森林組合でございます。このため、平成 17 年度からは、高性能林業機械の導入に県としても支援をさせていただいているところでございます。17 年度につきましては、左下の所に挙げさせていただいておりますスイングヤード。そして、本年度 18 年度につきましては、プロセッサ、ちょうど左の上でございます。さらに、フォワーダの導入に補助をさせていただいたところでございます。また、新年度 19 年度につきましては、ちょっと写真がないもので恐縮でございますが、グラップルクレーンというものでございますが、この導入に対して支援をさせていただく予定でございます。

続きまして、中長期的な課題とその対応方針でございます。森林を適正に管理いたしま

して、その資源を有効に活用するには、主要な担い手である森林組合が核となりまして、搬出目的の間伐を取りまとめまして、一定規模の事業量を確保して、高性能林業機械と林道を活用いたしまして作業効率を上げ、いわゆる採算性を向上しまして、持続的な林業施策を確立することが必要と考えております。

ご審査いただきましたこの路線のある地区を所管いたします松阪飯南森林組合につきましては、平成 17 年度からこのような趣旨の事業でございます、これは県単事業でございますが、原木安定確保パイロット事業を導入し、また新年度であります 19 年度につきましては、さらにこれに加えて国の補助事業で取り組むこととしているところでございます。さらに、大規模な製材事業者と森林所有者あるいは木材生産者が協定を結んで、木材を安定的に供給いたします新生産システム、これは全国的に 11 箇所が林野庁の方で認められてございますが、このシステムをこの地域でも導入いたしまして、材木搬出につなげてまいりたいと考えております。

このほか、本年度から間伐材あるいは家屋の廃材等を活用しましたバイオマス発電が松阪コンビナートの方で計画されてございまして、これに加えて間伐材につきましては今後大規模な県外の合板工場への材木供給もスタートしてございます。いずれにいたしましても、このような木材の需要拡大策を積極的に支援することによりまして、間伐の実施とその利用を進めてまいりたいと考えておりますので、何卒どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、農水商工部まで続けさせていただいて、一旦切らせていただきます。それでは、農水商工部の方、まず部長から挨拶差し上げまして、説明をさせていただきます。よろしく願います。

(農水商工部長)

農水商工部長の石垣でございます。平素、農業・水産業の振興につきまして、委員の皆様方、大変お世話になっております。改めて御礼を申し上げたいと思います。また、後ほどお話ししますが、今年度は再評価 3 地区、事後評価 2 地区ということで、5 地区をお願いいたしました。的確にご指導いただきましたこと、改めて御礼を申し上げたいと思っております。

せっかくの機会ですので、農業・水産業の方向等について、少しお話をさせていただきたいと思っております。実は今グローバル化といいますが、中国やインド等の競争とか、あるいは少子高齢化が進む中で、実は農業・水産業についてもまったく大きな流れが今変わりつつあります。例えば、特に農業なんかですと、この 19 年度から戦後の農地改革以来の大改革というのが今起ころうとしてきております。農業の構造改革が進もうとしております。その方向は、例えば農業の担い手というのは大変厳しい状況にありまして、担い手を集約化するとか、あるいは農業の多面的機能、公益性を重視した農業に転換していくとか、水産業についても一緒であります。そういう所が相当出てきております。特に、19 年 4 月以降は、そういう面については農業政策が大きく転換する。また、水産業につきましても、水産基本計画の見直しをされてございまして、そういう面において大きく変わろう

としてきております。

私どもは、公共事業につきましては、私は部長になったときから基本的に考え方を相当大きく変えてきております。実は、今まで農業にしても水産業にしても、私どもは農業者あるいはＪＡとかそういう農業団体のために公共事業をやっていくという視点が、往々にしてそういう形進んできたわけでありまして、基本的にあくまでその向こうに見える県民であり消費者である、そういう視点で見る。そういう方々にどういう価値提供をしていくかということが基本的にならないと、この事業というのは基本的に規制ができなくなってきます。

したがって、私どもは農業者でありＪＡとかそういう団体はパートナーであって、その向こうに見える県民なり国民なり消費者に対してどういう価値を提供していくかという視点で公共事業を見直していくという視点で、今事業の整理をさせていただいております。特に、農業につきましては、先ほど言いましたように、安定的な食を提供する、あるいは多面的機能、公益性というのをどう提供していくか。水産業も一緒であります、そういう視点について、公共事業を整理して見直しをしているつもりであります。

あと、例えばこれから農業政策の中では、地域の特性、地域の特色、地域の資源というものに対して、どうそれを組み入れて新しい産業に構築していくかということが相当出てまいりました。まずこれも次年度から、一律じゃなくて地域それぞれの特性を生かした取組はどうなんだという視点が出てくるんだろうと思っております。その中で、公共事業につきましても、特に地震の防災対策、あるいは先ほど言いましたように公益性、あるいは生産基盤の整備といったことについて、今後効率的に進めていきたいと思っております。

改めまして、本年度は再評価については、ほ場整備が１地区と農道が２地区、事後評価については、ほ場整備と農道の各１地区、合わせて５地区の審査をお願いいたしました。再評価につきましては、３地区とも「継続」の答申をいただいております、この答申を踏まえさらに効率的・効果的に事業を継続し、早期に供用が開始できるよう整備に努めてまいりたいというふうに考えております。事後評価につきましても、２地区とも「事業評価結果の妥当性が認められたことから課題に対する対応方針を了承する」との答申をいただいております。今後の事業に生かしていきたいと考えております。

なお、各地区別の対応方針につきましては、総括室長からご説明をさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。本当に今年、ありがとうございました。

(担い手・基盤整備分野総括室長)

農水商工部担い手・基盤整備分野の佐藤でございます。私の方から説明させていただきます。部長ちょっと議会の関係で退席をさせていただきますので、よろしく願いします。

それでは、座って説明をさせていただきます。私どもの部といたしましては、再評価３件のご審議をいただいております。まず、１件目、８ページでございます。ほ場整備事業の榎田上地区でございます。意見といたしましては、事業継続が認められましたが、「事業費の当初計画及び変更計画の対比など増加要因に関する説明が著しく不足していたことから、本事業を事後評価の対象とすることを希望する」という意見をいただいております。

事業の背景でございます。３行目の末からです。本事業の背景といたしましては、農地の区画が不整形で、道路が狭く、水路は用排兼用の土水路等により、不効率な農業を行っ

ている地域において、ほ場条件の整備を図ることで、担い手への農地の利用集積の促進や、営農の省力化に必要な整備を行うことに、地域の要請があります。また、農産物の安心・安全で安定的な供給や農業の構造改革のためには、担い手への農地の集積あるいは農作業の効率化のための整備を行う必要がある。こういった背景がございます。

再評価対象事業の対応方針につきましては、本事業、平成8年度に着手をしております、11年ということでもかなり長期化しております、現在継続中の事業でございます。ただ、平成19年、20年度に附帯工事と換地業務を残すのみとなっております、事業効果発現のため事業を継続していきたいと考えております。

事業の対応方針の、まず短期的な課題でございます。9ページでございます。先ほども言いましたように、この事業8年度に着手ということで、生態系に配慮した調査等は行っておりません。また、事業費につきましても、当初計画及び変更計画の対比において増加要因がございました。

そういったことで、この解決方針といたしましては、平成13年度に土地改良法が改正されまして、「環境との調和に配慮しつつ必要な施策を講ずること」というふうに大きく変わってまいりました。これを受けまして、有識者による三重県農業農村整備事業環境アドバイザー委員会、これを設立いたしまして、生態系の調査を実施することにいたしております。今後の事業におきましても、計画策定段階で行政・農家・地域が十分に話し合いを重ねることによりまして、当初計画及び変更計画の対比など増加要因を少なくするように努めてまいりたいと考えております。

最後に、中長期的な課題とその対応でございます。農業用施設と申しますと、これは適正な維持管理を行うことで施設の長寿命化を図ることができます。そういったことで、平成19年度から、新たに国の方も新しい施策がスタートいたしまして、「農地・水・環境保全向上対策」という新しい事業が実施されます。こういった事業を有効に活用いたしまして、今後は農家だけでなく、非農家の方々も含めた活動組織により、農地やこれらの施設が適正に管理できるような体制を整備するように推進をしていきたいと考えております。

なお、当地区につきましては、ご意見にもございましたように、時期が来れば事後評価の対象として予定をしていきたいと思っております。

次に、10ページでございます。広域農道整備事業中勢3期地区、それと農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業上野依那古2期地区でございます。広域農道の中勢3期につきましては、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」との答申をいただいております。また、農免農道の農道整備事業上野依那古2期地区につきましても、「自然保護への配慮がされていること、事業が相当程度進捗し事業効果の発現を促す必要があることから事業継続を了承する」という答申と併せまして、「類似の事業については、主として農業振興の視点から、事業の推進に努め、また本委員会への説明を期待するものである」というご意見をいただいております。

事業の背景でございますが、農村地域では、農地と農業用施設あるいは市場などを効率的に結ぶ道路が十分に確保されておりません。また、地域住民の生活に必要な道路の整備も遅れている現状でございます。このために、農業生産の効率化、農産物流通の合理化、都市に比べて遅れている社会生活環境の改善のための農道の整備を進めております。

再評価事業の対応方針につきましては、早期供用を目指して整備を進めていきたいと考

えております。なお、残事業につきましても、的確に把握をいたしまして、コスト縮減や計画的で効率的な事業執行を着実に実施してまいりたいと考えております。

事業への対応方針の短期的な課題でございます。これにつきましては、地域に生息する希少生物への影響、こういったことは事業実施にあたりまして避けることができないということから、自然環境に与える影響を最小限に抑えることが必要となっております。

これに対する解決方針といたしましては、希少な動植物の保全に必要な対策工法を着実に実施するとともに、整備後においても調査を実施し、自然環境への影響を検証したいと思っております。

最後に、中長期的な課題とその対応でございます。意見でもありましたように、農業振興の視点から、事業の推進に努めることとのご意見をいただいております。農道事業といたしましては、先ほども申しましたように、農業生産の効率化、農産物流通の合理化、都市に比べて遅れている社会生活環境の改善を目的として整備を進めております。したがって、今後につきましても、農村振興を中心としつつ、農村の社会生活環境の改善も考慮しながら、農道の整備を進めていきたいと考えております。以上でございます。

(公共事業運営室長)

ありがとうございました。委員長、環境森林部と農水商工部の関係だけで、まず意見。最後まで続けさせていただいてよろしいですか。県土整備部まですべてずっとだとだいたいになりますけど、ここでどうしましょう。切りますか。それでは、何かご意見ありましたら、お願いします。

(委員長)

皆さん、今、森林環境部と農水商工部の対応方針をお聞きしましたが、意見、ご質問ありますでしょうか。まず、森林環境部についてどうでしょうか。特に意見なしということでもよろしいでしょうか。はい。

(委員)

波留相津線に絡めて松阪飯南森林組合の林業の活性策みたいな話をしていただいたと思えますけれども、1つ気になっていたのが、間伐材を活用してくださいという、これはこちら委員会サイドの意見として申し上げたことでもあるんですけれども、間伐材という言い方をしますと、どうしても非常に細い小径木を想像してみえる方が多いと思いますが、今や間伐材と言ってもほとんど60年生、50年生のほとんど柱が取れるぐらいのものが間伐材として出せる状況になっているというふうに、私たちは理解しています。

間伐材の利用という言い方でくくってしまうと、一昔前にありました小径木の丸太を安くで出しますとか、そういうような形にちょっと捉えがちなんですけれども、今間伐をしていただきますと、ほとんど3寸5分や4寸の柱は十分に取れるぐらいの材料が取れると思いますので、ぜひしっかりとした材木として間伐材を活用する方法ということを、まずメインに考えていただきたいというふうに、使う側としては思いました。

中にはチップや間伐材の利用という言い方で、バイオ発電という言葉が出てきていましたけれども、やはりそれは最後の最後の利用の仕方というふうに考えていただいて、せつ

かく出た材料を最初からバイオ発電に利用してしまうというような形でバイオ発電の方を積極的に進めていただくのめいかなものかというふうに思いましたので、生産林でありますから、ぜひ材木を出すということをメインで検討していただきたいというふうに思います。

それから、今、県内ではスギが随分大きくなってきて、梁材が十分取れる森林が大変多くなってきています。構造材としては大変問題も多くはらんではいませんが、各森林組合、松阪もそうですし、中勢森林組合も宮川森林組合もそれぞれ独自の取組で、スギで梁材をつくるということをしていただいていますし、中勢森林組合では、県内で初めて葉枯らし材という材料で製材をすることを取り組んでいただいたりしておりますので、ぜひ1つ1つの森林組合の取組がそれだけに終わらず、県内全体として県産材を材木として活用するという形の施策をしいていただきたいなと切望いたします。よろしくお願ひいたします。

(委員長)

もう一方おられますので、それを含んで、お願いします。

(森林林業分野総括室長)

2点ほどご指摘をいただきました。まず、1点目の間伐材の有効活用と。委員がおっしゃられましたように、今や間伐材と言えども50年生、60年生の材まである意味間伐させていただいております。と申しますのも、現在も木材価格の低迷によりまして、山の方になかなか手入れされていない、スギ・ヒノキが植わっておりまして、ずっと手入れされなまま50年生、60年生を迎えている山が現実としてあるわけでございます。そうしたことも踏まえまして、なかなか間伐事業となりますと、国の補助事業では35年生まで一応歯止めがかかってございますので、県単事業でもってそれ以上の35年を超えるような山についても間伐についての助成対策を講じております。

そうした中で、ご承知だと思いますが、今、これまでは外材が随分入ってまいりまして、国内のスギ・ヒノキという材がなかなか使われなかったと。特に、間伐材は使われなかったと。これは生産コストが高いものですから、どうしても市場原理の中では負けてしまうということがございます。そうした中で、今、中国の方で木材の需要が随分増えてございます。中国の方へ流れるのがロシア材が大半だと。陸続きになってございますので。従前、日本で使われております合板はロシア材が相当使われておりましたが、これが中国で大量に使われるために、相当価格が高騰してきております。ようやく国内で生産されるスギの間伐材も価格面では引けを取られないような水準まで来ておりまして、国内ではスギの合板が相当増えてきております。私どもとしましては、県内に合板工場がないものですから、今年の1月、北陸地方の方へ初めてスギの間伐材を合板用にとということで出させていただいております。今後はそういう取組も進めてまいりたいと思います。

2点目につきましては、スギ材でもって梁をとということでございますが、実はご指摘のように、梁となりますと外材が大半を占めているという中で、大径木志向に三重県の森林も移りつつありますので、ご承知の新築住宅に三重県材を使っていた場合、今は36万円の補助をさせていただいておりますが、19年度につきましてもこの事業、単価は

30万円に下がるわけですが、枠を400戸取らせていただいております。この施策の中で梁にスギ材あたりを当てていただくように、建築家の方あるいは住宅メーカーの方にもそういう働きかけをさせていただくこととしております。以上でございます。

(委員長)

よろしいでしょうか。

(委員)

今のお答えの中で、ちょっといくつか指摘をしたいのですが、1つは、スギベニアについてですが、県でつくってみえるスギベニアが、結局利用があまり進まないということで、今塗装品のみになってしまっていて、公共事業の型枠にターゲットを絞ってつくってみる。で、大変実は困っております。無塗装のものがなくなっております。やはりそういうことの流れを見ていますと、公共事業の方でそれをある程度、強制と言うと言葉強いですけど、それではかしていこうというような、ちょっと動きが見えるような気がするものですから、やはりせっかくなにかいいものをつくっていただいたのであれば、もっと広くPRをして、民間が普通にいい物として使うというような使い方のものをつくっていただきたいと思います。

それから、梁材についての補助金のご説明でしたけれども、今の県産材の三重県の木を使うあの補助金の材積の中のパーセンテージですと、梁材が全部外材でも補助金は下りますので、やはりちょっと梁材の利用促進には結びつかないのかなというふうに、私どもは考えております。

それから、最近すごく問題だなと思うのは、木材のトレーサビリティがやっぱり県内の木材流通業の中でまったくと言っていいほど取られてないということで、県産材、県産材という言い方は皆さん流行りのように口になさるのですが、「県産材でしたらどこの材ですか」というふうにお聞きしますと、「わかりませんけれども県産材です」とおっしゃるんですよね。やはり、材木のトレーサビリティをもう少し徹底していくような形で、県が指導していただけるとありがたいと思います。以上です。

(森林林業分野総括室長)

1点目、2点目につきまして、昨年も確か委員の方からご指摘いただきまして、るる努力はさせていただいておりますが、先ほどちょっとご説明申し上げましたスギ合板につきましては、型枠だけじゃなくてほかの用途にもということで、全国的な今流れになってございます。

最後の認証制度でございますね。これにつきましては、17年度からご承知だと思っておりますが、私ども「三重の木」の認証という形で事業展開をさせていただいております。この「三重の木」の補助事業と併せて浸透を図りたいということでございます。あくまでも今回この補助対象となるのは、生産から加工流通に至るまで県内で生産されて県内で加工された材を、一定の品質規格を持ったものについて認めているということでございます。まだ、ボリューム的には4,000m³とかいう形でまだまだ量的には小さいものでございますが、引き続き普及に努めてまいりたいと考えております。

(委員長)

それでは、引き続きまして、農水商工部について、お願いします。

(委員)

私、今年から委員になったんですけれども、前から懸案事項と聞いておりました上野依那古の話。かなり長いこといろいろと紆余曲折があったというところで、今後あのときの進め方というのか、そういうのから考えて、どうスムーズに公共事業を進めていくかということを読んで考えていただきたいというのを非常に強く思いました。

それで、次の対応であのときにまずかった話というのを繰り返さないように上手く説得してほしいというのが1つあるんですけど、それで、私がああとき非常に思ったのは、環境と事業の支出額というのを比べたときに、環境を必ず優先するというのであれば、1億円かけても100億円かけてもいいのかという話があって、それは環境がすべてに優先するというのであれば、B/Cとかそういう数字を一生懸命、担当の方は一生懸命ベネフィットをいろいろ積算してこられるんだけど、もう環境がすべて、一番大事だというのがあれば、それこそここで環境が一番大事だからという説明をされればいいと思うし、また逆に環境が一番大事だ、すべてに優先するというルールがまずないとだめなんですけど、そのあたりがよくわからないというのがあります。

その辺のところのルールも必要なんですが、あと例えばああとき非常に問題になったのは、いくつかのルートがあって、そのルートを動かすという話が確かにあったと思うんですけど、その場合に、結論的には環境を守るためには動かさないとしょうがないと。その中で一番安いのを、効率のいいのにしましょうという話になったと思うんですね。今のところはだいたいそういう流れで決まるのかなという気はしているんですけども、そのあたり、1つある程度落とすところというか、ルールが必要かなというのをちょっと感じるのと、それに沿って上手く説明、上手く説明というのか、説得がちゃんとできるようにしていただきたいというのと。

あともう1つ、長くなってすみませんけど感じたのが、あまりストレートなことを言ってしまうとあれなんですけど、農水商工部がやられる道路事業とか農免とかつくられるときに、ストレートに農業に対してこれだけB/Cのベネフィットが稼げますよというのは難しく、あるときに一般車両の台数が出てきたりということがよくありますけれども、それも非常によくわかるんですけども、それが有りなのか無しなのかというのもルールがいまいちちょっとわからないという面があったので、そのあたりもうちょっと。これはどこに考えていただければいいのかよくわからないんですけど、そのあたりを考えていただきたいと。非常にお答えしていただく方には大変な話かもしれませんが、よろしく願いいたします。

(担い手・基盤整備分野総括室長)

確かに説明の段階でいろいろ計画交通量が二転、三転したという経緯がございまして、大変ご迷惑かけたこととございます。いずれにしても、環境。道路なんかですと、どうしても山林というか、山に入る場合はどうしても希少生物等の配慮が必要になってくる。こ

れは先ほど言いましたように、平成 13 年度に土地改良法が改正されまして、そういった環境にも配慮しなさいと。これはまさにそういうことじゃなしに、今までは例えばほ場整備があれば、全部ライニングの水路にするとか、そういうことじゃなしにもう少し多自然型の工法とか、そういうことで環境に配慮した工事をしなさいということで、もともとそういうふうになったわけで。

農道というか、当然今言いましたように、山林を行けば希少生物等があればそれに対応する手立ては取る必要がございますけど、やはり環境にすべてを重点を置いてやると言いますと、先ほど申しましたように、農道事業本来のあり方、これについては流通経路の確保、そういうことだけで今までやっていましたが、これからは一応一般の交通量もやはり時代の流れで、かなり計画当初と大幅に変わっておる地区もございますので、そういった計画、一般の交通についても配慮しながら事業を進めていきたいと思っています。ちょっと答えになったかよくわからないですが、そういう趣旨で何か補足あれば。

(農山漁村室長)

農山漁村室長の中山と申します。ちょっと補足だけさせていただきます。環境の方ですが、やっぱり公共事業というのは、ある程度環境に影響を与えると、それは避けられないと思います。その中でいかに環境に配慮するか。今回の依那古の場合も、どこまでしようか、6千何百万円ぐらいかけてしたんですが、できるだけ精一杯ということでしたのですが、やっぱり行政だけで判断するんじゃなくて、委員会とかそういう関係者の方が入ったとか、そういうのをできるだけした中で議論をして、皆さんに知っていただいてしていく。ただ、時期的なものとかもあるんですけど、できるだけそういう中で環境に配慮して、していく必要があるんじゃないかということ考えております。

それから、ストレートに農業効果に対して云々ということですが、それについても、もちろん一般交通とかそういうものについても見させていただいてはおるんですけど、基本的に農水省の方もいろんな効果。今までは農業効果と本当に一般の交通だけしか見ていなかったのですが、ほかにもいろんな効果があるという中で、現在ちょっと検討されておまして、農道の効果の出し方について議論されておりますので、近々に新しい効果の出し方というのが、いろんなものを含めた中でベネフィットを出していくということになっていくと思います。以上です。

(委員長)

ほかにありますでしょうか。1点よろしいでしょうか。11 ページの5 - 3の部分ですが、10 ページのまん中あたりに黒ポチがありまして、「類似の事業については主として農業振興の視点から」云々というくだりですが、要するに、農業に対する効果をちゃんと見極めて、それを事業の中に織り込んで、再評価のときにはそれを説明してほしいという趣旨です。11 ページの5 - 3の所には、一番最後の文章の所に、「したがって、今後も農村振興」云々という言葉に変えられているんですね。農業生産を拡大するのが望ましいんでしょうけど、農業を維持することも重要だと思っんですね。そういう視点から委員会として提案したはずなのに、最後には「農村振興」という全部ひっくるめた農水商工部がやられている公共事業の要するに多面的機能に依存するような話に、言わば展開されてい

るというか、すり替えられていて、これが我々委員会が求めていることと少しずれているのではないかなという気がします。

先ほどのように、今後農道事業の効果の測定については、いろんな項目が出てくるんでしょうけども、この委員会が求めていたのは、やっぱり「農業振興」の視点からどのぐらい効果があるのかということのをちゃんと見て、それを説明してくださいという期待ですので、そこを少し考慮していただかないといけないんじゃないかなという気がいたします。

(農山漁村室長)

「農村振興」って書いてありますが、一応、当然「農業振興」というのが入った上で「農村振興」ですので、決して委員会の意見をというのではなくて、あくまでも「農業振興」を説明した上で、先ほど言いました「農村振興」とか生活環境とか、いろんなのについても整備を進めてまいりたいし、ご説明申し上げていきたいというふうに考えております。

(委員長)

農業政策の公共事業は当然多面的機能を持っているので、内容としては結構かと思いますが、この委員会の出した提案に対する回答ですので、それを言葉を変更するのではなく、まともに受けていただきたい。今のように包含されてしまうと、一部農業効果も説明しませんが、全体としては多面的機能で説明しますというふうに聞こえるのですが、いかがでしょうか。

(農山漁村室長)

決してそういうつもりは全然なくて、委員会のご意見は十分尊重した上でというふうに考えてはおるんですけども。何でしたら、その所「農業振興」に替えさせて。

(委員長)

来年度からは便益として評価する項目がどのように変わるかわかりませんが、B/C一括じゃなくて、改めてそれについてはご説明いただくと、今年度の委員会の要望が生きたなという感じがしますので、ぜひ可能な限りそのような努力をお願いいたします。

(担い手・基盤整備分野総括室長)

ちょっと表現ですが、「農業振興」を中心に進めていくということで、表現をちょっと変えさせていただきます。ただ、今言いましたように、全体では「農村振興」をしていく上での事業になりますので。ですが、委員会の意見ということで、「農業振興」をまず前提に進めていきたいというふうに、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

(委員長)

言わなくてもいいかなと思うのですが、農業の事業って多分採択要件で農業効果が半分以上ないといけないと言う項目があると思うんですね。だから、当然そういう抑えはされていると思うのですが、それをこの場でもきっちり説明していただきたいという趣旨です

ので、改めて来年度そのような対応をしていただくことを期待いたします。

では、次に進めたいと思います。

(公共事業運営室長)

それでは、県土整備部の方の説明に入らせていただきます。冒頭、部長の方からご挨拶をさせていただきます。

(県土整備部長)

県土整備部長の植田でございます。委員の皆様方には本当に大変お忙しい中、この委員会に出席していただき、またご審議していただき、本当にありがとうございます。また、県土整備部の事業たくさんございます。再評価また事後評価合わせて多くの事業、本当にこの1年審査をしていただき、深く感謝を申し上げます。

少しお時間をいただきまして、県土整備部の事業等についてご説明させていただきます。ご承知のように、県土整備部は道路・河川・海岸等、インフラの整備を進めている部でございますが、昨年、談合の問題で3人の知事の方が逮捕されるというショッキングな事件が起こりました。また、国の方の国土交通省におかれましても、官製談合というようなことで報道もございました。非常に公共事業につきまして、国民の方々の見目が厳しい見方をしております。私ども三重県といたしましては、公共事業を適正に執行を図るべく、平成14年度から入契制度等については順次改善をしてきたところでございますが、なお一層入契制度等については改善をしていきたいと思っております。

また、来年度におきましては、野呂知事、この選挙が終わりますと、当選すれば2期目のスタートということになりますが、「県民しあわせプラン」の第2次の戦略計画というものもスタートする予定をしております。現在、その計画の中身の検討をしているところでございますが、それに基づき公共事業等についても整備を進めていくところでございますが、公共事業を進めるにあたりまして、公共事業の評価システムによる優先順位等、これらを踏まえてより効率的・効果的な公共事業の執行というものを心掛けて進めてまいりたいと思っております。

いずれにしても委員方、いろいろ貴重なご意見をいただき、またご支援をいただきますよう、重ねてお願いをいたしまして、私からの御礼の挨拶に代えさせていただきます。この後、順次私どもの総括室長の方から個別の事業につきましてご説明させていただきます。

(道路政策分野総括室長)

道路政策分野の木村でございます。座って説明させていただきます。お手元の資料13ページでございます。道路事業でございます。再評価をいただきました事業でございますが、5番一般国道477号四日市湯の山道路、6番主要地方道伊勢松阪線、そして7番一般国道260号南島バイパスの3つでございます。11月21日の第5回委員会におきまして、5番、6番につきまして、「事業継続の妥当性が認められたことから事業の継続を了承する」と、答申をいただいております。また、7番南島バイパスにつきましては、翌第6回の委員会におきまして、同様に「事業継続を了承する」と、答申をいただいたところでござ

ざいます。

4のこれは再評価していただきました事業の対応方針でございます。3つの事業とも継続との答申をいただきましたので、残事業を的確に把握し、コスト縮減に努め、計画的で効率的な事業執行により、事業効果の早期発現を目指し継続して実施してまいりたいと考えております。

次に、14ページでございます。道路事業全体としての対応方針でございます。短期的な課題でございますが、実は7番南島バイパスの審査でございます。当初、他の2つの事業と同様に、第5回の委員会で審査していただいたところでございますが、「交通量の予測等の計算及び便益計算の根拠について、妥当と判断できる説明が不足していた」との意見をいただいたところございまして、第6回委員会で再度説明し、審査いただいたところでございます。このことから、今後の再評価の説明を行う上での課題を、「交通量の予測等の計算及び費用便益計算の根拠に関するわかり易い説明」であると課題を考えました。

この課題の解決方針でございますが、今後の説明におきましては、「現況交通量と将来交通量」、「他路線からの交通量の転換」、「旅行速度の変化」などにより計算の根拠を具体的に説明するとともに、これに関連した算出過程のわかる「走行時間短縮便益」等の計算結果表を添付し、わかり易い説明に努めてまいりたいと考えております。

道路は以上でございます。

(住民参画まちづくり分野総括室長)

住民参画まちづくり分野の中村でございます。座らせてもらって説明させていただきます。15ページ、16ページをご覧ください。流域下水道事業の案件でございます。8番の北勢沿岸流域下水道(南部処理区)と、9番の中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)について審査をいただきました。

その中で、委員会の意見といたしまして、8番の北勢沿岸流域下水道(南部処理区)及び9番の志登茂川処理区各々につきまして、「事業継続を了承する」という答申をいただきました。ただし、8番の北勢沿岸流域下水道(南部処理区)につきましては、事業費の大幅な変更もあったことから、「全体事業費については、県民の理解が得られるような事業費で取り扱うこととされたい」というご意見をいただきました。

続きまして、16ページをご覧ください。ただ今ご説明させていただきましたように、再評価対象事業の対応方針といたしまして、公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図るため、関連市町と密接に連携を図り、当該流域下水道事業を継続いたしたいと思っております。

それから、5番の事業への対応方針でございますが、短期的な課題といたしまして、「全体事業費につきまして、県民の理解が得られるような事業費で取り扱うこととされたい」との先ほど説明させていただきました意見をいただきましたので、近年の生活様式の多様化や環境意識の高揚、今後の人口減少時代を踏まえ、「社会経済情勢等の変化に適切に対応した下水道整備」を課題として整理いたしました。

短期的な課題の解決方針といたしまして、北勢沿岸流域下水道(南部処理区)につきまして、伊勢湾の水質保全のために高度処理方式を採用する等、環境対策に費用を要するために増額となったことでございます。今後は、人口減少や生活様式の変化等の社会経済情

勢の変化に適切に対応するため、全体計画や投資計画の見直しを定期的に行っていきたくて思っております。そして、事業につきまして、もちろんコスト縮減を図るとともに、実績に基づく精度の高い事業費の把握を行っていきたくて思っております。

中長期的な課題といたしまして、三重県の17年度の生活排水処理率は67.9%とまだまだ全国平均より劣っております。そのため、まだまだ整備が遅れており、整備を早急にする必要があると考えております。伊勢湾等公共用水域の水質保全のためには、生活排水処理施設を早急に整備することが急務であると考えております。このため、三重県では、市町と県で策定した通称「生活排水処理アクションプログラム」に基づきまして、下水道事業がいいのか、合併浄化槽事業がいいのか、いろいろそういうところの役割を分担して事業を推進しております。今後は、市町の財政状況や社会経済情勢の変化、地域特性を勘案いたしまして、アクションプログラムの柔軟な見直しを行いながら、下水道・農業集落排水・漁業集落排水、いろいろな手法がございますので、それらの連携を図りながら、一層促進していきたくて思っております。以上でございます。

(流域整備分野総括室長)

流域整備分野総括室長の柴原です。どうぞよろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

まず、17ページをご覧ください。今回、海岸事業で審査対象となりましたのは、再評価後一定期間を過ぎた10番の千代崎港海岸侵食対策事業、11番の長島港海岸高潮対策事業、12番の木本港海岸高潮対策事業の3件でございます。この3件につきましては、第3回委員会で審議をいただいております。審議の結果でございますが、「事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する」とのご答申をいただいております。これらの海岸につきましては、高潮や侵食に伴う越波被害を未然に防止するため、今後も早期に完成を目指して事業を継続していきます。

また、委員会のご意見を踏まえて、海岸事業の対応方針につきましては、事業効果の早期発現が求められるため、今後も効率的・効果的な投資に努めるとともにコスト縮減を図りながら、事業を継続して実施していくことといたします。

18ページをご覧ください。海岸事業の課題といたしまして、将来発生が危惧されております東海地震、東南海、南海地震に対して、海岸保全施設の耐震性を確保することが求められています。このため、効率的・効果的な耐震対策を実施するよう、耐震対策の優先度を反映させた海岸整備アクションプログラムの改定を行い、耐震対策を実施してまいります。また、海岸事業は事業規模が大きく、事業期間が長期になります。そのため、当初計画をそのまま継続していく場合、事業効果が適切に反映されない可能性があります。そこで、定期的に事業の効果を検証し、今後の計画にその効果を適切に反映させることで、コスト縮減を図りつつ、早期に事業効果が発揮できるよう事業を推進してまいります。

説明は以上でございます。

(住民参画まちづくり分野総括室長)

19ページをお開きください。相川小戸木橋線の街路事業についてご説明させていただきます。13番の都市計画道路相川小戸木橋線の事業でございます。この中で、委員会の

意見といたしまして、第3回審査委員会におきまして、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」という答申とあわせて、「ただし、歩道の安全・適正な利用に関する調査を行い、本事業に反映することを希望するものである」とのご意見をいただきました。

この事業につきましては、平成9年度から行っている事業でございますが、用地・補償契約につきましては100%完了しております。このため、事業の完成・供用に向けて、引き続き事業を継続して実施する方針でございます。

20ページでございますが、5-2短期的な課題の解決方法といたしまして、歩道の構造につきましては、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例というのがございますので、それに基づきまして整備基準を遵守しております。なお、ご意見をいただきました件につきましては、関係の方々といろんな意見交換会をしながら、安全・安心に利用するユニバーサルデザインのまちづくりを念頭に置きまして、本事業に反映させていきたいと思っております。以上でございます。

(委員長)

ちょっと待ってください。事業の名称だけではわからないと思いますので、別の資料で地図を付けていただいておりますので、今の相川小戸木橋線ってどこだったかなというふうに使っていただければと思います。

(流域整備分野総括室長)

21ページをご覧ください。河川事業でございます。これは、14番の二級河川笹笛川総合流域防災事業と、15番の二級河川赤羽川総合流域防災事業の2件でございます。この2件につきましては、第4回委員会と第5回委員会でご審議をいただいております。審議の結果ですが、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」とのご答申と、それにあわせて総括意見として、「河川事業について、想定氾濫区域等シミュレーションを行う場合は、マニュアルを踏まえつつ、地域の特性ならびに実情にあわせたものとされたい」とのご意見をいただいております。

笹笛川、赤羽川の河川事業について、浸水被害解消のため、早期完成を目指して事業を継続していきたいと考えております。

続いて、22ページをご覧ください。いただきましたご意見に対して、河川事業における費用対効果分析におけるシミュレーションの方法について課題と捉え、今後の対応方針についてご説明いたします。現在、河川事業の費用対効果分析は、客観的に各河川を評価するため、平成17年4月1日、国土交通省河川局より通知された「治水経済調査マニュアル」に基づき行っております。しかしながら、今年度の再評価審査対象事業において、浸水実績とマニュアルに基づいたシミュレーション結果では一部条件設定の関係から相違がありました。このため、今後、河川事業の費用対効果分析にあたって想定氾濫区域等シミュレーションを行う場合は、マニュアルを踏まえつつ各河川の地域特性及び実情を十分考慮して行ってまいります。以上が、委員会からのご意見に対しての河川の対応方針でございます。

また、河川事業の今後の課題といたしまして、三重県の河川整備率は低く、依然として

災害発生の危険がある中、限りある予算を有効かつ効果的に執行する必要があると考えております。このことから、今年度策定いたしました中長期計画「三重県河川整備戦略」に基づき効率的・効果的な河川整備を進めてまいります。説明は以上でございます。

（公共事業運営室長）

委員長、以上が県土整備部からの説明でございます。何かご質問がありましたら、よろしくお願いたします。

（委員長）

はい。では、県土整備部からご説明いただきました事業につきまして、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

（委員）

河川事業の件についてお聞きしたいと思います。21 ページ、22 ページになります。第5回の審議会のときにも私、マニュアルの件でかなり突っ込まさせていただいたんですが、ほかの例えば下水道ですとか海岸事業ですと、アクションプログラムという形で県と市が独自にプログラムを組んで、その地域の特色を勘案したというようなことが書いてあるのですが、この河川事業だけ、国交省の河川局がつくられているマニュアルに基づいて策定をされているのですが、この事業だけ、地域に関する作業をしますから、その地域の特色があるはずだと思うんですが、アクションプログラムという独自の発想に至らなかった理由とか経緯というのはあるのでしょうか。

また、今後そういった、ここに「マニュアルを踏まえつつ、各河川の地域特性及び実情を十分考慮して」と22 ページに書いていらっしゃるんですが、その辺で県土整備部としてある事業はアクションプログラムという形でかなり地域に密着した形で構築されているようなんですが、そういう発想で事業を行っていくという予定があるのかどうかについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

（流域整備分野総括室長）

今、海岸の方でもアクションプログラム。河川の場合は、さっきの経済要綱とまた違うんですけど、最後の方で言いましたように、「三重県河川整備戦略」、これを海岸で言うアクションプログラムと一緒にではないんですけど、そういう意味で県として河川について一応メリハリといたしますか、そういう整備順位を立てたものはございます。海岸の方のアクションプログラムも今後整備していく所、そのまま残す所という意味で、類似のものとはなっています。

（委員）

あまりよくわからなかったのですが、そうすると、ここにそういうものがあるのであれば、この文章ですと国交省のマニュアルに沿ってということしか書いてないので、まだそういう意味では地域特性を生かしているところが文章的には表れてないのかなという感じがします。そのあたり「三重県河川整備戦略に基づき」とこの下に書いてありますね。こ

の辺も短期的な課題の解決方針ですとか。どこまでが国交省のマニュアルに沿っていて、どのあたりからが三重県河川整備戦略に基づいているのかなというのがよくわからなかったもので。結局、今県独自の戦略を含んでいるのかあくまで国交省のマニュアルを重視しているのかどちらの方に重心を置いて走っているのかなというところをお聞きしたいと思います。

（流域整備分野総括室長）

細かい所、担当の方に説明していただきますけど、一応、治水経済調査マニュアルと今言っているアクションプログラムなり三重県河川整備戦略、これは次元が。経済マニュアルの場合は、使った場合の費用とかを出す。それで、アクションプログラムなり三重県河川整備戦略というのは、その事業の優先度といいますか。そういうのでちょっと次元が違うので、補足。

（河川室河川事業グループ室長）

河川室河川事業グループ室長の大江といいます。よろしくお願ひします。まず、マニュアルにつきましては、便益、B / Cを出すためのマニュアルとして使っております。河川整備戦略につきましては、今後のハード対策とかをやっていく中でのものとして考えておりますので、マニュアルと整備戦略とは別個なものと思っております。

（委員）

ということになると、他の下水道とか海岸整備の方にも国交省のマニュアルがあって、それとは別に県もアクションプログラムがあって、やっぱり別次元の所で共用しているという話で、やっていることは同じという解釈でよろしいですね。

（委員長）

アクションプログラムは事業効果を計測するためのマニュアルじゃなくて、ここはこういう事業。例えば、下水道で言うと、ここは公共下水道で整備します。ここは合併処理でやりますと言う内容の、言わば計画。だから、ちょっと別です。

（委員）

別なんですね。すいません、そこ1年目でよくわからなかったもので。今のお話でわかりました。そうしたらだいたい理解しましたので、ありがとうございます。

（委員）

今のやり取りでちょっと誤解があったら困るので。要は、ここに書いてある国土交通省のマニュアルどおりにやっていて、ある程度地域の特性ならびに実情にあわせたものではないから、あわせたものとされたいという文脈とは別に、もともとマニュアルに沿って浸水区域を決めるときに、地域の標高データとかそれはちゃんと使って、その地域固有のシミュレーションをちゃんとやって。ただ、やるシミュレーションのやり方については、国土交通省が出しているらっしゃるマニュアルに沿ってやっていると。だから、データとして

は、その実情にあったものをちゃんと使ってシミュレーションをやっているということはやっていらっしゃるでしょ。だから、そこが何かマニュアルがあって、その川の周りのことを何も考えないでポンと出したというふうな、今のやり取りだと誤解になると困るので、そのところはちゃんとおっしゃった方が、私はよろしいかと思いますが。

(河川室河川事業グループ室長)

今、委員の言われたとおりやっておりますので。

(委員長)

では、今の所で関連してですが。国のマニュアルで計測した結果と今回は齟齬があったわけですね。それで、地域の実情にあうように計算し直した資料を持ってきて説明されたんですね。国の補助申請をするときには、国のマニュアルにあっていることが求められるんじゃないかと思いますが、今後マニュアルと地域の実情にあわせた調査結果に齟齬というか矛盾が出たら、どちらを優先するのですか。この回答だと、「実情を十分に考慮して行っていきます」と抽象的に書いてあるのですが、もし問題が出たらどっちを優先するのか。多分、説得力がある方を優先するという回答かなと思うのですが、その辺の対応方針がこれだとよくわかりませんが。

(河川室河川事業グループ室長)

マニュアルに対しても、マニュアルに記載されているものについては、地域の実情とかそういったものも加味して検討するような形で抽象的に書かれている部分もあります。ですので、その部分について、委員がおっしゃられるような地域の実情とか過去の被災の災害状況とか、そういったものも加味しながら今後もやっていきたいと考えております。具体的に言いますと、その部分について、例えば詳細な測量を行ったり、現地調査を再度やり直すというような形で、あくまでもマニュアルの中でB / Cをはじめていきたいと思っております。

(委員長)

今のご説明は、マニュアルの中に地域の実情を読み込むような条件が設定されているということですね。そうすると、今回はなぜそれが事前にチェックされなかったのか。技術的な時間とかそういうことだったのかもしれませんが、今後は地域の実情を踏まえて計算するから、私が質問したような矛盾があるということはないというご回答で、理解でよろしいですか。

(河川室河川事業グループ室長)

矛盾があることはないという回答で。はい。

(委員長)

ほかに。はい、どうぞ。

(委員)

相川小戸木線の街路事業についての委員会意見に対する解決方針について、ちょっと質問させていただきます。委員会の意見としては、「歩道の安全・適正な利用に関する調査を行い、反映することを希望するものである」というような附帯意見を述べさせていただいたと思います。それに対して「関係者の方々と」云々という方針をいただいているんですけど、関係者の方々というのはどういう方々なのでしょうかとというのが1つ質問です。

なぜそういう質問をしたかと言いますと、非常に優等生的なお答えで、これでどういったことが行われるか、ちょっとイメージしにくかったものですから、お願いいたします。

(住民参画まちづくり分野総括室長)

これは委員ご存知かと思うんですが、久居の駅前のバイパス的な工事でございます、現道には歩道等もございませんので、通学路等にもなって非常に危険であるということもございます。そのために、周りの方々にしてもらいまして、意見交換会等やって、どんなふうにしたら一番ユニバーサルデザイン的にいいかということで、今検討しているところでございます。

(委員)

三重県のユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に遵守してということは謳ってありますけれども、この条例は一応条例ですので、最低基準だというふうにお考えいただいて、これからつくるものは、当然基準は守っていただかなければならないんですけど、道というのは立地によってすごく使われ方が違って、今おっしゃったとおり、この道は私も近くの道なのでよくわかりますけど、恐らく朝夕は車と歩行者と自転車が大変錯綜する道じゃないかなというふうに思われる場所なんですね。やはり、本来でしたら自転車というのは車道を走るべきなんでしょうけれども、この辺で車道を走らすと大変危険だと、私などは個人的には思うものですから、子どもたちは皆歩道を自転車で通学しているという状況だと思います。

そういう中で、道のあり方、使い方みたいな話を関係者の方々とと言うときに、例えば地元商店街の方とかということなのかなというふうに拝見はしたのですが、通学に使っているような校区のPTAの方とかという形で、今でもあのあたりですと小中学校、旗当番で朝立っておりますので、皆さん状況はよくご存知だと思いますので、その辺の方なんかもちょうと入れていただくと、よくわかっていただくんじゃないかなというふうに思います。よろしく願いいたします。

(住民参画まちづくり分野総括室長)

一度つくってしまいますと、もう二度と。二度と言うと語弊がありますけど、せっかく新しくつくった道が、「ああ、あそこが悪かった」というのでなかなか作り直すのも大変ですので。前だとマウンドアップ方式で歩道なんかしておったんですね。そうすると、どうしても乗り入れとかになって、歩道がどうしてもデコボコになってくると。で、今はほとんどフラット方式で車道と歩道の縁石というのをブロックで仕切ってフラット方式になりますので、車道を走る自転車は、どうしてもデコボコでこういうふうになると車道へ

行くことがあるんですけど、フラットになると自転車も走りやすいと。逆に、自転車が歩道に入ってくると、歩行者との輻輳という問題もありますので、そこらもいろいろ検討してやっていきたいと思っております。

(委員長)

よろしいですか。では、ほかにございますでしょうか。では、1点。海岸事業ですが、17 ページの一番下の所に、「今後も効率的・効果的な投資に努めるとともに」云々と書いてあって、行政の立場からすると100点満点の回答になっているような気がするのですが、何せ原資が限られているので、どこかに書いてありましたけど、海岸事業そのものが長期的な事業ですよ。それで原資が限られている。実態的にはだいたいみんな均等にじわじわと整備水準が上がっていくように投資されていると思うんですが、例えば効率的という中に、集中的にどこかに投資するというような考え方というのはあり得るんですか。それとも、やっぱり平等にというか、みんな均等に整備をしていくのでしょうか。均等に整備をしていくのだったら、効率的・効果的な投資と言ったって、従来のやり方を踏襲するということが以上には超えないような気がするのですが、いかがでしょうか。

(流域整備分野総括室長)

ここに書いてある一般的な表現なんですけど、確かにどこでも、治水的なものですので同じように整備はしたいんです。ただ、ここで言う効果的・効率的というのは、例えばある海岸で離岸堤を例に考えた場合、やはり毎年5,000万円なら5,000万円、8,000万円なら8,000万円付けてきていまして、あともう2,000万円付けると一連施設として完成するとか、そういう場合で事業にメリハリをつけたり、もう1つは、予算で補正というのがございますね。補正予算の場合でも、やはり通常事業で順番にやってきて、もう少し入れると一連区間ができるとか、そういう意味での効果的・効率的と言う。一連が早くできる、効果が出るようにという意味で、予算のメリハリをつける場合もございます。

やはり効果が早いところ発揮できるように、予算を貼り付けていきますので、やはり増える所もあれば、場合によっては減る所もございますし、これは海岸でも河川でもちょっと似たようなところがございます。両方ともやはり効果を発揮する、それによって守られるということで、ある程度どこでも同じように整備はしていくんですけど、事業の進捗によってある程度もう少し付けたら一定の効果が上がる。ここはもうちょっとかかるので普通ペースでいいとか、そういうメリハリはつけているつもりでございます。

(委員長)

それはどういう段階で検討されるのですか。要するに、Aという地区とBという地区があったら、例えばA地区は完了間際だと、集中投資した方が早期に効果が発現するから、そういう運用もあるよというご説明のように理解したんですが、そういう費用のやり取りというのは、どの段階で誰が決められるのですか。

(流域整備分野総括室長)

私どもで予算を担当している所が、やはり事務所の進捗を見て、その中の説明で、国の

方にも、特に補正のとき求められるんですけど、ある程度金を入れると一定程度効果が上がるという所へ集中的に入れることもあるし、一定の構造物ができるということで入れる場合もございます。

(委員長)

一般的には理解できましたけど、要するに、海岸事業の中でメリハリをつけて、例えば早く完成した方がいい所については、少し集中的に投資するとか、そういう運用を現在でもしている。で、今後もそれを続けるというご説明だというふうに理解させていただきました。ほかの事業、よろしいでしょうか。では、ほかの事業については特に意見なしということで。ここで休憩でしょうか。

(公共事業運営室長)

この後、事後評価続けさせていただきますので、よろしいですか。

(委員長)

いかがでしょうか。ちょっと5分か10分ぐらい休憩取っていただけますでしょうか。

(公共事業運営室長)

10分ほど取らせていただきますので、45分ぐらいから再開ということで、よろしくお願ひします。

(休憩)

(公共事業運営室長)

それでは、続きまして、事後評価対象事業につきまして、農水商工部、県土整備部の順で事業方針を説明させていただきます。まず先に農水商工部、よろしくお願ひします。

(担い手・基盤整備分野総括室長)

事後評価につきましては、2件のご審議をいただいております。まず、55ページでございます。ほ場整備事業の榊原地区でございます。意見といたしましては、「事後評価の妥当性が認められたことから課題に対する対応方針を了承する」との答申をいただいております。

事業の対応方針につきまして、まず短期的な課題でございますが、3点挙げております。1点目が、営農組合等の経営体へさらに農地を集積すること。2点目が、獣害が年々増加していること。3点目が、農業用施設の維持管理が農家のみでは困難な状況になってきていること。この3点の課題を挙げております。

この解決方針といたしましては、まず、営農組合等の経営体に農地を集積させるためには、経営体の経営状況を安定させることが重要であるということから、経理の一元化などを図りまして、法人化を進めるよう、指導・助言を行いたいと思っております。2点目の獣害対策につきましては、これまで電気柵あるいは防護ネットと、こういったハード的な

対策を行ってまいりましたけれども、これでは十分でないということから、これからは集落で話し合いを進めて、地域ぐるみで対策が必要になってくるということで、これらに対する指導・助言を行います。3点目の農業用施設の維持管理につきましては、非農家も含めた対応を行い、さらに農村環境を向上させるよう、指導・助言を行っていきたいと考えています。

中長期的な課題とその対応でございます。農業用施設につきましては、適正な維持管理を行うことで、施設の長寿命化を図ることができます。そのために、今後また、先ほども言いましたように、平成19年度から新たにスタートする国の事業でございますが、「農地・水・環境保全向上対策」、こういった事業を有効に活用いたしまして、農家だけでなく非農家の方々も含めた活動組織により、農地やこれら施設が適正に管理できるような体制を整備するように推進をしていきたいと思っています。

次に、57ページでございます。2件目の一般農道整備事業の朝明川左岸地区でございます。委員会意見といたしましては、「事後評価の妥当性が認められたことから課題に対する対応方針を了承する」という答申をいただいております。短期的な課題といたしましては、本地区かなり工期が長期化しております。また、計画交通量を上回る車両が走行しているということで、早期に路面の補修が必要な状況が想定をされる。こういった課題がございます。

この課題の解決方針といたしましては、本農道は、市町が管理しております。そういったことから、適切に維持・管理されるよう支援をしていきたいと思っています。

中長期的な課題とその対応でございます。工期の長期化につきましては、現在、標準工期というのを設定して事業を進めております。事業効果の早期発現を図ってまいりたいと思っています。また、計画交通量の算定にあたりましては、地域の状況を十分に調査した上で、分析手法の妥当性を総合的に検討いたしまして、信頼性の高い計画交通量の算定を行っていききたいと思っております。以上でございます。

(公共事業運営室長)

そのまま引き続き、県土整備部も説明させていただきます。では、県土整備部、お願いします。

(住民参画まちづくり分野総括室長)

それでは、60ページをご覧ください。桑名員弁線の街路事業でございます。これは桑名市でございます街路でございます。委員会意見といたしまして、第6回公共事業評価審査委員会におきまして、「事後評価の妥当性が認められたことから課題に対する対応方針を了承する」との答申をいただきました。

次に、4番目の短期的な課題でございますが、当街路事業に対する評価の一環として、沿道住民及び道路利用者の方々にアンケートをいたしまして、その結果、約8割を超える方から「満足している」というようなお答えをいただきました。しかし一方で、国道1号線との交差点におきまして、渋滞緩和を求めめるご意見を多くいただいております。これは、桑名員弁線を西の方から東の方へ行きますと国道1号線へぶつかる所でございますけど、その右折車両が多いということで非常に渋滞するというところでございます。右折専用車

線を設置されていないので、そこへ右折レーンをつくったらどうかということで、その緩和が課題になると考えています。

そのため、4 - 2でございますが、短期的な課題の解決方針といたしまして、当交差点については、現在の「直進・右折併用車線」を「直進車線」と「右折車線」に分離いたしまして、既存の「左折車線」と合わせた3車線とすることで方向別に交通を分離させて、右折車両がスムーズに交差点を通過できるよう、ラインの引き直しをしようと考えております。その対応につきまして、今年度中には、3月に入りましたけども、3月の早い時期にこの実施をするように考えております。

続きまして、4 - 3の中長期的な課題とその対応でございますが、街路事業につきましては、都市内において実施する道路の改築事業でありまして、市民生活や経済活動等に伴う交通の円滑化を図るのみではなく、沿道の市街化を誘導する等の機能を併せ持つなど、都市の基盤として「まちづくり」に大きく寄与するものであるとなっております。このため、今後も引き続き、街路事業にこれらの多岐にわたる事業効果等を考慮しつつ、事業箇所的重要性、緊急性を勘案しながら、「新道路整備戦略」に沿って計画的な整備を推進していきたいと考えております。以上でございます。

(住まい政策分野総括室長)

住まい政策分野の長谷川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。私の方から、62 ページの5年前に建設を終えました県営住宅エスぺラント末広につきまして、第6回委員会におきまして、事後評価をしていただきました。事後評価の妥当性はお認めいただきましたが、2点、ご意見をいただいております。「高齢社会を見据えて、ユニバーサルデザインの視点を加味した事後評価を行い、今後の計画に反映されたい」という点と、「構造計算書の再確認を早急に実施されたい」というご意見でございました。

63 ページの方には、短期的な課題の解決方針といたしまして、短期的な課題の解決方針といたしまして記述がございます。まず、ユニバーサルデザインに関してでございますが、この建築物につきましては、公営住宅整備基準に基づきまして段差の解消でありますとか、あるいは浴室、トイレの手摺りの設置とか、レバーハンドルなど、ユニバーサルデザインを設計に取り入れて整備をしております。今後もバリアフリーという視点に加えてユニバーサルデザインを活用した住宅整備事業を推進してまいりたいと考えております。

2点目の構造計算書の再チェックでございますが、この建築物につきましては、委託先であります総務部営繕室ならびに委託元であります住宅室の方で当時二重チェックを行っていたわけですが、ご指摘いただきましたとおり、県土整備部建築開発室構造審査高度化担当にて構造計算書の再確認を進めてまいりました。その結果、2月13日でございますが、構造形式が明確で加重とか合成のバランスがこの設計はよかったですから、計算条件に不適切な設定も見られず、構造安全性に問題はございませんでした。

続きまして、中長期的な課題とその対応でございますが、今後新たな施設に対する構造計算の厳重な審査を行いますとともに、少子高齢化及び情報化の進展、環境資源問題、災害の防止などに対応していく必要性がありますことから、引き続き公営住宅整備の既設県営住宅の改善を行っていくことによりまして、時代の要請に応じた住宅ストックを形成し

てまいりたいと考えております。以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、説明は以上でございます。何かご質問ありましたらお願いいたします。

(委員長)

はい。ご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、お願いします。

(委員)

街路事業の都市計画道路桑名員弁線、これの課題の解決方針という説明を今受けたわけですが、こういった当初の計画段階あるいは事業継続中にこういった右折車線と左折車線を分けた方がいいというような、そういう提案というか、そういうのは実際のところなかったのでしょうか。と言うのは、要するに、こういうことってというのはありがちなような気がします。このことについてはこういうことで対応されるんですけど、何か事業の進め方の中で、例えばとりあえずこうしておいて、後で状況を見て対策を取るというやり方をされるのが事業方針なのか。そこらあたりをお聞きしたいです。

(住民参画まちづくり分野総括室長)

基本的には大きな交差点につきましては、右折レーンを設けるようにしております。この所も実は1号線との交差点で、右折レーンは当初から計画してございました。ただ、1号線が今まだ狭いということと、少し対面に行く所に細い道があるということで、逆に右折レーンをつくってしまうと、ほかの対応で事故等起こる可能性があるということで、今まで置いておいたわけですが、1号線の改良もちょっと進んできていますし、いろんな点を考えまして、今の時期に右折レーンをつくるようにしたわけでございます。基本的には街路事業につきましては、大きな交差点につきましては、右折レーンを当初から設けるように計画してございます。

(委員)

審査のときにも申し上げましたが、農道の考え方なんですけど、502番のときにも申し上げたんですけど、今農道で県で整備していただくと、維持管理がそれぞれの地方自治体の市なり町に移管されております。それぞれの市町の財政も結構今厳しいものですから、特にこのときの舗装の構造等も見せていただいて、農道構造ではこんな厚みしか取れないんだということで、結構この農道というのは最近大型車両なり一般車両がどんどんこの農道でも、全体的なことなんですけど、交通量が増えておまして、舗装が結構傷んでいるけどなかなか直せない。その中で、ここでは「適切に維持・管理されるよう支援してまいります」というような文言で表明いただいているんですけど、ここの502番だけにかかわらず県下全般的にそういった農道の受けた市町村結構維持管理に大変苦慮しているというのが実態だと思いますが、ただ支援するというのは、どういう方面で支援を考えておられるのか、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

(担い手・基盤整備分野総括室長)

基本的には農道で整備した道路は、農道で管理をしていただくのが原則でございます。ただ、市町に関しては、段階で市道なり町道に変えて管理していただいております。農道で管理をしていただく道路については、例えば補助事業で農道環境整備事業とか、そういう補修をするメニューがございます。それとか県単事業もございますし、そういった事業でやっていただくと。そういう支援という意味で書かせていただいております。

(委員)

今、県下でそういった事業に取り組まれているの結構あるのですか。

(農山漁村室長)

それほど多くはないのですが、2～3そういうのが出てきております。それと、県単事業なんかで舗装をやり直すとか、そういうのもありますけれども、大々的に通っている所は、先ほども総括申しましたように、どうしても傷みがとかそういうのがありますので、農道じゃなくて、ほかの管理といいますか、市町村道とか、そういうふうになっておる場合もあります。その場合でしたら、そちらの方のことになります。

(委員長)

ほかに。はい、どうぞ。

(委員)

公営住宅についてお聞きしたいのですが。1つは、ユニバーサルデザインの点です。今、県の方で「ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」を策定なさっている最中だというふうにお聞きしてはいますけれども、その中で公営住宅のUD化というんですか、そういう数値目標みたいなものがありまして、結構高いパーセンテージが出ていたので、「これは分母と分子は何ですか」と私お聞きしたのですが、ちょっと明確なお答えをユニバーサルデザイン室からはいただけなかったのですが、どうも何棟かある公営団地の中に1室でもユニバーサルデザインに配慮した住戸があれば、その団地全体をどうもユニバーサルデザイン化してあるというふうにかウントしているという考え方で見ていらっしゃるというような話らしいです。

やはり、ぜひやっていただきたい部分かなというふうに思うんです。公営住宅、今、三重県は新規の住宅を建てないというのが方針だそうで、建て替えということしか恐らく出てこないだと思いますけれども、数少ない建て替えのときには、例えば4階建ての住戸がありましたら、1棟当たり1階部分はすべてユニバーサルデザインに配慮した住戸にするであるとか、そのぐらいの積極的な設計を行っていただけるとありがたいと思います。ちょっと今の進み方で公営住宅はユニバーサルデザインに配慮していますと言われてしまうと、いささか心もとないという気がしますので、ぜひお願いしたいところであります。

それから、構造計算について私が質問したのに対してお答えをいただいたのですが、これはもうこういうふうに言っていただくと、それ以上私は何とも出す手がないので、「よ

かったですね」と言うしかないのですが。恐らく住民の方自身もニュース等で見聞きしてみえて、不安を覚えていらっしゃる方も多くいらっしゃるんじゃないかと思うので、公営住宅についてこういうことをしていただいたのであれば、現在の住民に対してこういう確認をしました、大丈夫ですという程度の周知徹底をしていただくと、広報をしていただくと、なお一層サービス向上になるのではないかなというふうに思います。

(住まい政策分野総括室長)

ユニバーサルデザインですが、確かにおっしゃられましたように、団地全体の進入路あるいは階段室に対するスロープとか手摺りとか、各室の中のよく使われる設備関係の方には配慮したように考えておりますけども、例えば4階建てで3階、4階につきましては、現在ストックについては手を付けていないのが状況でございます。国の補助対象につきましては、1階が原則となっております、その交渉の結果、2階まで三重県としては幅を広げて既存のストックの4階建ての1,2階につきましては、住民のご理解を得て、ご協力を得て順次改善をしております、今、38%ぐらいの所まで来ていますが、毎年地域を定めまして60戸ずつ改善をしていくように考えております。徐々にではあります、高齢者あるいは障害者の方に使いやすいようにということで進めております。

ただ、建て替えにつきましても、現時点では計画が立てておりません。もちろん新築についてはもう断念をしている状況でございますので、建て替え時には、先ほど委員言われましたように、障害者、高齢者のみならず、すべての方がという意味でユニバーサルということと認識しておりますので、そういうことで、そういう視点でよりよい設計に努めていきたいと思っております。

それから、構造計算につきましては、今回のエスペラントは2棟ございましたのですが、2棟とも安全性が確認されたということで、今、ご指摘いただいたように、住民の方には周知は図っておりません。ほかの団地といたしますか、他にも配慮するということもありますし、現在、耐震診断をした結果、いくつかの県営住宅で安全性が確認されていない団地もございます。そういう方につきましては、周知を図りまして、期限を切って安全な他の県営住宅にお住み替えをいただく、あるいは民間の方に移っていただくというような折衝を続けておりまして、そういう方が住み替え後にその住宅については解体といたしますか、用途改修をして、他の利用に努めているところでございます。ありがとうございます。

(委員長)

よろしいですか。今の件に関して、審査会の議論の中では、当該物件の構造計算書の確認という話題もありましたが、新耐震以降の県営住宅についても、同様の対応はしないのだろうかという議論があったように記憶しているのですが、それについてはどうでしょうか。

(住まい政策分野総括室長)

現在、手はかけておりません。と言いますのは、耐震強度偽装問題以降、私どもが審査確認を下ろした物件につきまして、いわゆる階数の高い、あるいはボリュームの大きい建物から順次体制を強化いたしまして、高度化審査班というものをつくりまして、民間のチ

ェックを順次進めているところでございますので、県営住宅については大家という観点もありますので、徐々には行っていきたいと思いますが、まず確認をした物件を優先的に今審査を進めているところでございますので、すぐには言いませんけど、徐々には過去の構造審査の基準が変わった以降の県営住宅についても審査はしていきたいと思っております。

(委員長)

はい、わかりました。ほかにいかがでしょうか。では、どうもありがとうございました。では、次に進めてください。

(公共事業運営室長)

これで県事業の方は説明が完了でございますので、ちょっと市町等事業に切り替わりましますので、配置替えをさせていただきます。それでは、委員の方、メンバー替えます間、ちょっと控え室の方へお戻りいただけますでしょうか。お願いします。

(委員長)

時間を決めていただいたらどうでしょう。

(公共事業運営室長)

それでは、10分ぐらい休憩で、15分からということで、お願いします。

(休憩)

(公共事業運営室長)

それでは、再開させていただきます。ただ今より、市及び町の再評価対象事業につきまして、継続または中止の対応方針と、それぞれの市及び町の取組を説明させていただきたいと思っております。なお、説明でございますが、津市、四日市市、亀山市、鈴鹿市、桑名市の順で説明させていただきますが、トータルになりますと多くなりますので、途中でまず桑名市と津市からお願いしましょうか。それでは、津市と四日市にまずやっていただいて、あと残り別途でお願いするという形にさせていただきますので、津市、よろしく願います。

(津市下水道管理課長)

津市役所下水道管理課長の紀平でございます。よろしく願います。では、失礼して座らせていただきます。審査にあたりましては、貴重なお時間をいろいろといただきましてありがとうございました。よろしく願います。

それでは、お手元の資料 26 ページをお願いいたします。下水道事業 101 番中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)流域関連公共下水道津市(污水)について、ご説明いたします。平成 17 年 8 月 30 日開催の第 2 回公共事業再評価審査委員会におきまして、上位計画であります三重県中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)と関連して一体的に整備を進めております津市の流域関連公共下水道の污水につきまして、ご審議をいただきました。再評

価委員会の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」とのご答申をいただいております。

津市といたしましては、下水道整備は伊勢湾と河川などの公共用水域の水質保全や生活環境の改善に欠かすことのできない重要な事業であると考えておりまして、平成9年度から事業認可を受けまして、現在835.7haの区域を事業化いたしております。

事業の対応方針でございます。事業継続を承認する答申をいただきましたので、公共用水域の水質保全や生活環境の改善などに資するため、早期整備を目標に事業を継続してまいります。今後につきましては、大変厳しい財政状況の中でございますが、さらなるコスト縮減に努めながら、計画的・効率的な整備の推進を行い、公共用水域の水質保全や生活環境の改善の向上に向け事業を継続してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(津市下水道建設課長)

津市役所下水道部下水道建設課長の青木でございます。よろしく願いいたします。では、座らせていただきます。

それでは、お手元の資料28ページをお開きいただきたいと思います。下水道事業105番津都市計画事業栗真町屋都市下水路につきまして、ご説明いたします。平成18年8月30日開催の第2回三重県公共事業評価審査委員会におきまして、栗真町屋都市下水路事業につきましてご審議いただきました。再評価委員会の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」とのご答申をいただいております。

まず、事業の背景でございますが、当地区内の国道23号沿いの商業化や田畑が宅地化されてきたことにより雨水流出係数が増加し、既設水路が流下能力不足に陥り浸水被害が生じていましたことから、当事業を立ち上げ、雨水管及びポンプ場を整備し、浸水解消に努めているところでございます。

次に、事業の対応方針でございますが、事業継続を承認する答申をいただきましたので、当事業の役割及び効果などを十分勘案し、早期整備を目標に事業を継続してまいります。今後につきましては、大変厳しい財政状況の中でございますが、さらなるコスト縮減に努め、早期完了に向けて事業を継続してまいりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

(津市公園緑地課長)

津市都市計画部公園緑地課長の不破でございます。よろしく願いします。では、座らせていただきます。

お手元の資料の30ページ、都市公園事業108番の岩田池公園の継続についてご説明させていただきます。平成18年12月22日に開催されました第6回委員会における再評価審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。ただし、整備計画内容及び整備後の維持管理については、周辺住民と十分協議し、その運用にあたることを期待する」とのご意見を頂戴いたしました。

当事業の背景といたしましては、市街地に残された数少ない自然林がございまして、市内有数の渡り鳥の飛来地であります。周辺で宅地開発が進む中、この岩田池周辺の自然

環境を保全・保護するとともに、地区住民の健康の増進を図り、より多くの人々が豊かな自然に親しむことのできる環境を創り出すことを目的といたしまして、野鳥の生態を考慮した自然観察のできる公園として、平成4年度に事業に着手したところでございます。

その評価の対応方針といたしましては、今後の公園整備にあたり、自然環境を保全・保護するとともに、これらを十分に活かすことによりまして、自然と人との共生を図る必要がございますことから、健全な自然林の保全や緩衝帯の設置を行うとともに、防犯面、安全面について配慮した、あらゆる人が利用できる公園としての整備を図っていくため、本事業を継続して実施していきたいと考えております。

また、課題といたしまして、整備計画や維持管理につきまして、当委員会よりご意見を頂戴いたしておりますので、周辺住民と十分協議し、住民参加の公園づくりを図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、32 ページでございますが、中勢グリーンパークの都市公園事業の継続について説明させていただきます。当委員会のご意見といたしまして、平成18年7月13日に開催されました第1回公共事業評価審査委員会におきまして再評価の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」とのご意見をいただいております。

この事業の背景といたしましては、津・松阪地域が地方拠点都市に指定され、その業務拠点地区に位置づけられましたことから、オフィスアルカディアを核とする中勢北部サイエンスシティ構想のもと、サイエンスシティ内の住民や広域的な方々のスポーツレクリエーションの拠点として、人々が集い、運動やイベント等が行える広い芝生広場を確保し、周辺の自然環境を生かし、来園者が自然と触れ合うことによりまして、自然の大切さを学ぶことのできる公園として事業計画がなされております。

また、評価の対応方針といたしましては、平成9年度より着手し、平成13年7月に一部供用開始を行いまして、現在の供用面積は6.3haとなっております。平成15年度以降用地買収を先行しておりまして、本年度に用地買収が完了いたしますことから、引き続き継続してまいりたいと思っております。また、本年度に行いました利用者のアンケート調査におきましても、一定の評価もいただいておりますことから、厳しい財政状況ではございますが、事業の早期完成に向け、施設整備を行いたいと考えております。

事業の対応方針といたしましては、公園内に日陰が少ないという課題がございます。また、これは1期事業で園路沿いに限り植樹を行いましたので、結果として日影の少ない状況となっておりますが、アンケートの結果からもこの部分への指摘が最も多くございました。休憩施設や木陰の増設要望もたくさんいただいておりますことから、2期工事におきましては、芝生広場の整備に伴いまして、現在の供用区域内の広場へ木陰を増やしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

(津市下水道管理課長)

続きまして、お手元の資料34ページでございます。お聞きいただきたいと思っております。これに先立ちまして、先ほどご説明申し上げました下水道事業101番、ここの所で評価審査委員会の開催日を平成17年と申し上げましたけれども、18年でございます。訂正させていただきます。よろしく願いいたします。では、始めさせていただきます。

下水道事業111番中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)流域関連公共下水道津市(雨

水)についてご説明申し上げます。平成 18 年 11 月 21 日開催の第 5 回公共事業評価審査委員会におきまして、評価審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」とのご答申をいただきました。誠にありがとうございます。併せて、「開発地区内での雨水対策は不可欠なものである。今後、開発事業については、適切に計上されたい」とのご意見をいただきました。

事業の背景でございますが、浸水被害を受けてきた市街地につきましては、公共下水道事業と都市下水道事業にて、浸水解消に努めているところでございます。今回ご審議いただきましたサイエンス排水区につきましては、地方拠点法に基づき開発される新市街地のサイエンスシティの造成工事と一体化を図りまして、管渠等の施工が効率的かつ効果的に行うことができるため、新市街地開発事業関連公共下水道事業の位置付けを受け、雨水整備を進めているところでございます。

事業の対応方針でございますが、委員会でいただきましたご意見を踏まえまして、既成市街地における浸水被害解消を目的とする下水道事業につきましては、市民の生命や財産を守り、安心あるまちづくりのため、浸水被害解消を目的として引き続き事業に取り組んでまいります。

開発事業による雨水整備につきましては、基本的に開発事業者において整備を進めます。また、津市といたしましては、産業振興の拠点となるサイエンスシティの整備は重要な施策と考えておりまして、早期完成を目指し事業継続を実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(公共事業運営室長)

四日市まで行ってください。

(四日市市経営企画課長補佐)

委員の皆様方にはお忙しい中、ご審議いただきまして、誠にありがとうございます。まず、本日ですが、四日市市上下水道局経営企画課の課長であります坂倉の方が、こちらに出向いてご説明申し上げるところでございますが、市議会対応ということでこちらに出向くことができません。代わりまして、課長補佐であります私、稲垣の方が説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。座って失礼します。

四日市市、2点でございます。まず、北勢沿岸流域下水道(南部処理区)関連四日市公共下水道の汚水事業でございます。こちらにつきましては、第2回の審査委員会におきまして再評価の結果、事業継続を了承いただきました。

当事業は、北勢沿岸流域下水道(南部処理区)の関連公共下水道として、四日市市の南部地域における生活環境の改善や公共用水域の水質保全などを目的としまして整備を行っておりまして、普及拡大が着実に進んでおります。

本事業、現在継続している中で、事業進捗の支障となるような変化は特にございません。事業も順調に進行しており、特に住民の理解、協力も得られ、要望も高いということで、本事業を継続して実施していく所存でございます。

当事業につきましては、委員会の方で事業継続の了承をいただきましたが、下水道事業は期間が長期に渡るといふことと、事業費の縮減を図ることといふのが課題となっております。

ます。これは先ほど三重県の方からの報告にもございました、アクションプログラム生活排水施設整備計画でございますが、そちらの活用により事業効率に配慮し、また工事にあたりましてはコスト縮減を積極的に実施することにより、本事業を効率的・効果的に推進してまいります。

続きまして、39 ページの北勢沿岸流域下水道（南部処理区）関連四日市公共下水道の雨水事業でございます。こちらにつきましても、第2回委員会にて審査をいただきまして、事業継続を了承いただきました。なお、こちらにつきましては、「本事業は長期に渡るため、定期的に事業効果の検証を行い、必要ならば今後の事業に反映するよう希望するものである」とのご意見をいただきました。

当事業は、北勢沿岸流域下水道（南部処理区）の関連公共下水道として、四日市市の南部地域における市街地を対象として、浸水の防除を図り、市民の生命・財産・、安全・安心な暮らしを守るため、その基盤となるポンプ場整備及び水路整備を行っておるものでございます。

当事業、現在継続しておりますけれども、事業進捗の支障となるような変化はなく、順調に進行しており、また、事業に対する住民の理解、協力も得られております。特に、平成17年2月に合併しました楠地区におきましては、地元からの浸水対策要望が非常に高く、合併による事業の促進効果が期待されております。以上のようなことから、本事業を継続して実施していきたいと考えております。

また、ご意見いただきました中でも、「本事業は長期に渡るといふことと、定期的な事業効果の検証を行うこと」というご意見をいただいておりますので、事業継続にあたりましては、いわゆる事業計画の変更認可を概ね5年から7年ごとに行っております。この際については、事業計画また財政計画についても検討して、その事業の効果等に再度検討また事業の進捗についても検討していきたい。これらを行うことによって、より適正な事業をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（公共事業運営室長）

委員長、まず津市と四日市の説明につきまして、ご意見ありましたらお願いいたします。

（委員長）

ただ今の津市、四日市市の公共事業につきまして、ご意見、ご質問ありますでしょうか。では、1点よろしいでしょうか。31 ページ、短期的な課題という所の2行目に、「周辺住民と十分協議し、その運用にあたります」と、課題あるいは方針が書いてあるのですが、具体的にはどういう場で協議されるのか、あるいはもう既にできていたら、その協議する場についてご紹介ください。

（津市公園緑地課長）

地元との協議は、現在供用を開始しております所につきましても、地元の方に維持管理をお願いしております。その中で花をつくっていただいたり、そういう活動をしていただいております。津市全体の公園事業につきましても、そういう地元へ委託をしましてやっっていこうという方向に進んでおりまして、今後の計画におきましても、地元の自治会な

り花の会といいますか、そういう方たちと十分協議させていただいて、計画をさせていただこうと。このように思っております。

（委員長）

既に集会場については地元が管理されているというご説明あったのですが、この公園については随分規模、面積広いし、いろんな施設あるいは草取りだけでも相当大変だと思うのですが、何をどのように管理するのかというのを、「つくったからあとは頼むよ」という簡単なことじゃなかなか受けてもらえないような気がするんですが、自治会に「はい、お願い」という形で上手くいくのでしょうか。

（津市公園緑地課長）

ほかの公園にもございますが、全部じゃなしに、自治会でご協力願える所について、あとは委託なり何なりで管理していきたいと。こういうふうには思っています。

（委員長）

最近、アダプトシステムというか、要するに、地元組織、町内会、自治会にお願いするというやり方もあると思いますが、特に岩田池は野鳥のたくさん飛来する所ですので、そういうことに関心のあるような人たちに管理をお願いするということも考えられるかなという気がするのですが、そういうことを検討しないでもう自治会にお願いということではいいのでしょうか。例えば、管理の仕方によっては野鳥の生態に支障があったりしないのでしょうか。

（津市公園緑地課長）

おっしゃるとおりでございますが、そういう方面につきましては、野鳥の会とかにご相談しながらやっていきたいと思っています。

（委員長）

では、どういう場で議論されるのですか。個別に野鳥の会にご相談するというのですか。

（津市公園緑地課長）

野鳥の会ありますし、ほかに花の会とかいろいろございますので、そういう機会を持ってまた協議してまいりたいと思っております。

（委員長）

できたら対応方針ですので、こういう組織とこういう検討をしたいと思っておりますとさせていただくと理解がしやすいのですが、こちらから聞くと、「それも、それも」というふうに答えると、一体何をされるのかなという気がするのですが、いかがでしょうか。

（津市公園緑地課長）

おっしゃるとおり、そういうお答えになりますけど、できる限り早期にそういう団体と話を詰めさせていただきたいと思っております。

(委員長)

はい。ほかにご意見ありますでしょうか。はい。

(委員)

私も岩田池公園でありますとか、中勢グリーンパーク都市公園などもそうなんですけれども、先ほどから出来上がってからの管理のこと。例えば、草を抜いたりですとか、育ててきているものの剪定であるとか、いろんなそういう部分であれだと思んですけど、それも大切なんですけど、最近公園では、三重県では少ないと思いますけれども、犯罪であるとか、あと事故であるとかということって結構多発していて、皆さん気になる場所だと思うんですね。特に、小さいお子さんをお連れの親御さんなんかは、本当に公園に行くのにも絶対親が付いて行くとか、そういうことが多いと思います。安心して子どもたちが遊べるような公園というものを考えると、ただの管理、整備というのも大切なんですが、人の目というのがすごく大切だと思うんですね。

いつだったか公共事業の視察みたいな形で南の方の公園に行ったときに、大変地元の人たちがウォーキングで歩いていまして、その人たちが私たちにも挨拶をしてくれるし、私たちも挨拶すると挨拶し返してくれるという、そういうような関係がその公園の中であっただんですね。本来、公園というものは、そういう管理だけでなく人がたくさんそこに集まって、地元の人たちの目があるからこそ、犯罪であるとか事故であるとかということが防げるのではないかなと思うと、そういった部分というのは自治会に頼んでというだけでは多分済まされないことだと思うんです。そういったところの部分というのも方針というか、そういったところにも入れていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

(津市公園緑地課長)

この公園につきましては、防犯面とか安全面、十分考慮するという事で説明させていただいております。おっしゃるとおり、自然林を残すだけじゃなしに、目の届く範囲の所は伐採なり何なりをしまして、十分配慮してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(委員長)

よろしいでしょうか。

(委員)

管理の部分もそうなんですけど、委員長と同じく、どうやって住民たちを巻き込んでいくかというのは、恐らくつくる前からというか、出来上がってからはだめですし、どんどん参画していく部分というのを具体的なものが出てくると。きっとこれっているんな事業に応用できていくと思っておりますので、それらをいい見本ができると、後に続いていくんじゃないかなと思うので、いい住民参画の仕方をワークショップをしたりですとか、あまり言う

とまずいのかもかもしれませんが、どんどん地元の人たちが地元の公園に興味を持ってもらえるような、そういう働きかけというものを、「やってくださいよ」と言って集めるのではなくて、「ああ、何だかおもしろそうだな」と思って住民たちが来てくれるような。恐らく協議とか説明会とかとなると、なかなか皆さん足を運ばない、仕方なくという人たちもいるかもしれませんが、皆さんが地元の公園だから守っていかねばという気持ちで参加してもらえるような参画の方法なんかを考えていただければと思います。

(委員長)

ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。では、津市、四日市市については以上とさせていただきます。

(公共事業運営室長)

それでは、続きまして、鈴鹿市、亀山市、桑名市の順で説明の方、よろしく申し上げます。

(鈴鹿市下水建設課長)

鈴鹿市下水道課長の吉崎でございます。よろしくお願いいいたします。失礼いたしまして、座らせて説明させていただきます。

資料の 42 ページをご覧くださいと思います。対象事業につきましては、103 番の北勢沿岸流域下水道（南部処理区）流域関連公共下水道事業でございます。昨年 8 月 30 日に開催されました第 2 回公共事業再評価委員会にて本事業のご審議をいただき、「事業継続を了承する」との答申をいただきまして、誠にありがとうございます。

鈴鹿市の公共下水道事業は、上位計画にも位置するものであります三重県北勢沿岸流域下水道（南部処理区）に関連して、一体的に整備を進めております。事業着手以来現在のところ、29.4%の整備率でございます。

今後の事業方針でございますが、下水道事業は、長期に渡り大きな財政負担を必要とする事業でもあり、本市の厳しい財政状況ではございますが、常に全体計画及び全体事業費を的確に把握するとともに、コスト縮減や代替案の可能性にも配慮し、最新技術の動向の把握などの収集に努めながら普及率の向上を図り、水質の保全また住環境衛生の向上に努めていく方針でございます。今後も事業の継続をしてまいりますので、よろしくお願いいいたします。以上でございます。

(鈴鹿市河川課長)

鈴鹿市河川課長の河内でございます。よろしくお願いいいたします。座って説明させていただきます。

お手元の資料の 44 ページをご覧ください。106 番準用河川北長太川及び 107 番準用河川稲生新川でございます。再評価の結果、106 番北長太川、107 番稲生新川ともに委員会の方から事業継続の妥当性が認められ、事業継続が了承されました。

ただし、106 番北長太川につきましては、「防潮樋門について、適切な運用に努められたい」とのご意見をいただきました。このご意見に対します鈴鹿市の方針といたしまして

は、この防潮樋門は通常人為的な操作は不要ですが、マイターゲートが故障したり、異物が入り込んだりしたときには、ローラーゲートを閉めるなどの人為的な操作が必要となります。現在、地元より選任していただいた管理人及び市の担当職員を配置することで、不測の事態に対する体制を整えておりますが、先の委員会でのご指摘を受けまして、管理人及び市の担当職員が不在の場合など、あらゆる事態を今一度洗い出し、地元自治会や管理人とも協議して、これらの事態に対応できるように早急に検討してまいります。

次に、107 番稲生新川につきましては、「稲生新川河川改修事業の下流掘切川において近鉄橋梁への影響が懸念されることから、適切な措置を講じられたい」とのご意見をいただきました。このご意見に対します方針としましては、下流掘切川における近鉄橋梁への影響がないように、今後におきましても、関係部局と調整を図り、出来る限り流域内における流出抑制に努めてまいります。

最後に、鈴鹿市全体の河川改修事業の対応方針といたしましては、事業目的を達成する観点から緊急な箇所を優先的に事業を実施しておりますが、今後のおきましても、当該事業だけでなく全体構想を構築し、公共事業間の連携を図り、効率的・効果的な治水対策に努めてまいります。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

(亀山市下水道室長)

亀山市下水道室の前田でございます。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

資料の 47 ページをお開き願ひたいと思います。104 番北勢沿岸流域下水道(南部処理区)流域関連公共下水道亀山市(汚水)でございます。昨年の 8 月 30 日に開催されました第 2 回三重県公共事業評価審査委員会におきまして、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」とのご答申をいただきまして、ありがとうございます。

下水道事業の背景でございますが、公共下水道の流域関連に属し、市街化区域及び将来市街化が予想される区域の整備を行うものであります。

再評価対象事業の対応方針といたしましては、公共用水域の水質保全と生活環境の改善のため下水道事業を平成 6 年頃から実施しており、現在、整備目標である 1,885ha の早期完成に向け、コスト縮減に努めつつ鋭意整備中でございます。当下水道は、着手以来概ね 10 年を経過してとございますが、申しわけございません、10 年という所が誤記でございます、13 年に訂正していただきますようお願いいたします。申しわけございません。418ha を整備し、進捗率は 22%でございます。これからも公共用水域の水質保全と生活環境の改善に早急な整備が求められております。

短期的な課題でございますが、当事業は多額の費用と整備が長期にわたり、大きな財政負担を必要とする事業でございます。短期的な課題の解決方針でございますが、さらなるコスト縮減に努め、上位事業である北勢沿岸流域下水道と事業調整を図りながら、計画的に整備を推進し、普及率の向上に努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(桑名市都市計画課長)

桑名市都市計画課長の西脇でございます。座って説明させていただきます。

昨年の平成 18 年 7 月 13 日に開催されました第 1 回三重県公共事業評価委員会におきまして、当運動公園事業につきましては、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」とのご答申をいただいております。

当運動公園は、面積 28ha で、平成 4 年度に事業認可を受け、事業を進めてまいっております。現在までにテニスコート・多目的運動広場・グラウンドゴルフ場等々 12.4ha を供用開始し、多くの方々にご利用いただいております。

平成 16 年の合併に伴いまして、新市、全体の運動施設の整備計画を見直し、当運動公園の施設整備計画を変更いたしております。今後は、効果的な整備を進め、できるだけ早い時期に公園全部を供用開始できるように事業を進めてまいりたいと思っております。

次に、51 ページ、事業への対応方針といたしまして、事業を進めるにあたりまして、短期的な課題とその対応につきましては、前回の再評価委員会でいただきました 5 点の意見の「防犯面・安全面への配慮」「すべての人の利用への対応」「緩衝緑地帯の設置」「住民参画・協働」「自然環境の保全」等々を踏まえまして、樹木の本数を減らした疎林広場やウォーキングルートの整備、記念植樹ゾーンの設置などを行っていき考えてまいります。

中長期的な課題と対応としましては、地域住民と連携いたしました防災拠点としての施設の充実を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

(公共事業運営室長)

鈴鹿市、亀山市、桑名市の説明は以上でございます。委員長、よろしく願いいたします。

(委員長)

ご質問、ご意見ありますでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

鈴鹿市の公共下水道についてご質問します。43 ページです。短期的な課題の解決方針という文章の中に、言葉尻を捉えるようで申しわけないのですが、「コスト縮減や代替案の可能性に配慮し」というふうに書いていただいておりますが、下水道事業というのは代替案がないと。代替案は合併浄化槽で、合併浄化槽と比べると絶対に下水道の方が有利なんだというのが、全体を通しての下水道事業の説明であったというふうには、私は理解しております。で、あるのだとしたら、代替案を教えてください。それから、コスト縮減についても、どういうものをコスト縮減の具体的なやり方として検討する用意があるのかを教えてください。

(鈴鹿市下水建設課長)

鈴鹿市下水道の吉崎でございます。先ほどの件でございますが、まず代替案ということでございます。当然、代替案につきましては、現在のところ、先ほど委員言われましたように、合併浄化槽と比較して下水道の方が有利であるということになっております。ただ、

将来的に鈴鹿市自体、市街化区域、また市街化を予想される区域等の認可区域でございますので、その辺につきましては人口の動向とかその辺も見まして考えていく必要があるのではないかと。このようなことでございます。

また、コスト縮減でございますが、特に推進工事なんかですと、新しい機械などたくさん発表されます。発表されますと言うよりも、技術の革新によりまして安い工法、工法とありますが、そういうものが出てまいります。そういうものを早く知り、またこちらから探りを入れまして、できる限り安い工法を取ることにによりまして、コスト縮減等につなげていきたいと。このようなことを考えております。

(委員長)

よろしいでしょうか。

(委員)

そうすると、鈴鹿市としては、市内の今進めていらっしゃる所以外の所へどんどん下水道事業を進めていくときに、合併浄化槽も十分視野に入れた形で計画を立てていきたいというお答えだというふうにお聞きしてよろしいですか。

(鈴鹿市下水建設課長)

現在のところは、今普及率が 29.4%、本当に 30%弱でございます。と言いますのは、今現在鈴鹿市が進めておりますのは、人口密集地、特に南部の海岸線に近い所の密集地。その市街地を特に進めておりまして、そこにつきましては合併浄化槽のことを考えずにできるものだと思っています。ただ、鈴鹿市の地形にもありますように、海岸線から離れていきますと人口密度が低くなった部分等がございます。やはりその部分にさしかかって来るときについては、それも考慮に入れていかななくてはならないだろうと。このように考えております。

(委員)

今、代替案の中で合併浄化槽出ているのですが、これ多分都市計画決定を打って県が流域をやるときに、それぞれのエリアを決めて一定の面積を計画決定を打って、それに基づいて処理場というか、流域下水の処理場が計画されると思うんですけど、それが年度途中で、例えば合併浄化槽がたくさん入ってくるということになると、終末処理場自身の規模がいらなくなってくるのではないかなと、私今感じたんですが、そういうことが可能なんですか。計画変更ができるのですか。先に処理場ができていた場合に、上流域の関連公共でやられるエリアが小さくなってしまって、対象人口が減ってくると、当然処理量も減ってきますから、県の流域下水場が規模小さくなってきますよね。そういったことを考えるのですか。よくわからないので教えてください。

(公共事業運営室長)

県の方で答えてあげてください。

(下水道室)

県の下水道室の長野と申します。先ほどの委員のご質問等についても併せてご説明をさせていただきます。県の事業でもご説明をさせていただきましたように、公共用水域の水質保全ということで、三重県としてはまず現在垂れ流されておるような汚水を早期に解消する必要があるということで、下水道事業をはじめとする農集事業、合併浄化槽事業等々が早期に整備できるように、アクションプログラムというのを県と市町村で策定をしております。

下水道事業につきましては、私どもご説明をしましたように、非常に長期的な視野で見た場合には、コストとして一番有効な手法だろうということは、当然評価手法等でもご説明させていただいたとおりなのですが、ただ、今現状非常に整備率が遅れているという中で、住民の皆さんのご要望もございまして、下水道で整備すると時間的にも上流部とか、そういう所については時間のかかる所もございまして、そういう所については、今鈴鹿市もおっしゃいましたように、下流の方から段階的に整備を進めていくということもございまして、上流地域については、ある程度合併浄化槽等の手法も視野に入れながら事業の見直し等もアクションプログラムの中で、市町村の皆さんと一緒にやっていきたいというのが1点目でございます。

今、委員の方からご質問のございました、県の終末処理場の件ですが、それにつきましてもこの流域下水道の説明でさせていただきましたように、処理場の施設整備は、関連市町村の面整備の状況に合わせまして段階的に整備をいたしております。それと併せて、流域下水道の計画につきましても、これも流域下水道の処理区の説明でさせていただきましたように、何年かおきに当然人口の動向も変わってまいりますし、それぞれの家庭で出される汚水の量等も変わってまいりますので、適宜見直しをしまして、その時点での規模を決めた上で、市町村の流量を見ながら施設を整備してまいっておりますので。逆に申しますと、県の方の施設だけを先につくっておいて、市町村から水を流してくださいということではなしに、市町村がどの程度整備をされて水が入ってくるかを十分調整を図りながら施設整備をしておりますので、将来的に県の流域下水道の方が処理場が余ってしまつてということはないということで、そういうことで関連の市町村の皆さんと事業も進めてまいりますし、評価にあたっては、県の事業と市町村の事業を合わせて評価いただいておりますところでございます。

(委員長)

よろしいでしょうか。

(委員)

そうなってくると、処理場用地なんかは、全体を買わずに計画どおりまた買い増していくということなんですか。

(下水道室)

処理場の用地は、そういう段階的に買うということも当然でございます。ただ、当初からも説明しましたように、処理場の場所を決めたりとか、用地を分けていただくには、地元

の皆様のご理解、ご協力をいただかないといけないということもございまして、将来的な計画に合わせて全エリアの面積を買収させていただいておられるというのが実情でございます。南部の浄化センターにつきましては、今年の委員会でもご説明をしましたように、内陸側の処理場用地がもうあと数年先にはいっぱいになってくるということで、海側に拡張していくという計画はご説明させていただいたとおりでございます。

ですから、用地については、浄化センター等については、もう既に必要な面積については買収をしておられるというのが実情でございます。ただ、浄化センターの場合、きちきちの所に施設をつくりますと、当然、私ども事業をするときには臭気の問題ですとか環境の問題には配慮をしておるんですが、周辺に民家があったりしますと、当然バッファゾーンというようなことも必要になってまいりますので、ある程度余裕はもって用地については活用ができるものだというふうに考えております。

(委員長)

よろしいでしょうか。では、ほかにありますか。はい、どうぞ。

(委員)

桑名市にご質問があります。50、51 ページの桑名市総合運動公園の関係です。51 ページのまん中辺に住民参画のことが書いてありまして、「公園整備における住民参加・協働意識の向上を進めていく」と言いますが、これ住民参画・協働意識というのは何の意識なんでしょうか。この整備に関する意識という捉え方でよろしいのでしょうか。

(桑名市都市計画課長)

先ほど委員の津の方にもありましたが、うちの場合は、まず広域的な運動場でございますが、隣接する地区、大規模な住宅団地がございます。その中で、やっぱり朝の散歩とか使っていただいておりますので、その辺なかなか全部ということじゃなくして、例えば公園の中にせせらぎがございます。せせらぎを1年に1回か2回、地元の方と住民と一緒に清掃するという形で考えて、自分らの公園という意識の向上にもつながる1つでございます。事実、せせらぎにつきましては、若干このところから離れるんですけど、播磨中央公園という公園が、1 km ばかり離れた所がございます。そこでせせらぎの清掃を実質4回くらい地元の方とやっております。地元の方のそういうふうなご協力も、今度総合運動公園のせせらぎにも採用したいというのが1点でございます。

それと、整備につきましても、グラウンドゴルフ場とか専門的なものもございまして、その協会とかそういう方にもご意見を伺って、使いやすい整備と考えています。事実、グラウンドゴルフ等につきましては、協会がアダプトプログラムを委員会の後、9月か10月頃出していただいて、日常管理をやっていただいております。

(委員)

ありがとうございます。ちょっと気になったのは、いろんな所にすべての人に利用していただけるようにとか、恐らく障害者の方や、グラウンドゴルフ場があるということは、高齢者の方たちの利用がしていただけるようにという形で大変考えていらっしゃるんだな

ということはずごく感じさせていただいたんですけれども、公園の中で私たちがいつも公園を見させていただくときに、これを見る限りいろんな整備をされると思うんです。恐らく「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり整備マニュアル」というものも、私たちもよく見させていただいていますけど、あくまでもほとんどハードの部分ですよね、整備というかものですね。目に見えるものであるとか、そういったものですね。これらにプラス私たちはソフトを入れていただきたいと思うんです。ちょっとこの解決方法中に、ソフト面が薄いかと思ったんですね。

と言うのも、私たち公園でよく目にするのは、先ほど言ったようにあるんですけど、使えないというものがたくさんあります。例えば、駐車場に関しても、せっかくこのマニュアルどおりに駐車場をつくっていただく。けれども、使わなくていい人たちが止めているであるとか、あと車椅子対応のトイレはあるけれども、鍵がかかっているであるとか、きれいになっていないですとか、使えないといったものであるとか。恐らく公園の中に車椅子の方でも利用できる水飲み場があったりとかするけど、それもあっても使えないといったものって、結構目に付くんですね。

それは整備の部分にも関わってくるんですけど、そういったものというのは、整備もあるんですけど、人のモラルといったところもすごく関係してくると思いますので、ハード面をたくさん整備していただいても、あるのに使えないといったものをなくすためには、やはりこういった住民参画をしていただくのはすごくありがたいので、こういったところにソフトの部分というものをちょっとエッセンス的に入れていただくと、きっとこの公園は使ってもらえる。やっぱりあるのに使えないというものがあると、どんどん高齢者や障害者の人たちって、その公園から遠のいてしまうんですね。そうすると、もっとどんどんどんどん整備されたものが朽ち果てていくという形の悪循環になると思いますので、使ってもらうためにはそういったモラルの部分というものも、こういったところに入れていただくと助かるなと思いました。以上です。

(桑名市都市計画課長)

わかりました。貴重なご意見ありがとうございます。確かにハードの前に使われる方のいろいろなご意見、広い意味でいろんな方からご意見いただいて、それを当然整備に反映するという形になると思います。ソフトの面もなるべく取り入れる形で考えていきたいと思っております。

(委員長)

委員はハンディキャップを持っている人たちの旅行とか環境づくりに関わっておられる方です。従って、住民参加と言って住民って誰なのというときに、今おっしゃったような視点もちゃんと入れてくださいということだと思います。

ほかにありますでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

鈴鹿市にお尋ねします。45 ページです。河川改修事業についての解決方針の項です。

について、委員会のときの意見についてのお答えだというふうに思いますが、につ

いては、今日欠席されています委員からのご指摘だったように記憶しているのですが、防潮樋門が閉まらないのか、開かないのか、上手くいかなかったという話を委員会のときにされていて、という話を受けてのお答えだと思いますが、あの委員会があってから恐らく3カ月は優にたっているんじゃないかと思いますが、このお答えですと、「今一度洗い出し、地元と協議もして、これらの事態に対応できるよう早急に検討してまいります」という、これからの方針のようか書き方をしてみえるんですが、あの後すぐに何か動いていただけたのかどうかということ。それから、では、どういうふうにするおつもりですかということを、この3カ月分のご検討の結果をちょっと承りたいと思います。

それから、 についてですが、これも私の記憶ですと、確か計画水量がその河川に流れちゃうと、近鉄を洗ってしまうという、何かそういう話で随分議論が紛糾した記憶があります。大変意見書に何と書くかというのを、私たちも難儀をしたという記憶がありますが、「出来る限り流域内における流出抑制に努めてまいります」というこの一言で片付けられるような簡単な話ではなかったように記憶しておりますけれども、この1行で解決ができるのであれば、こういった奇策を練られたのかをご報告いただけると幸いです。

(鈴鹿市河川課長)

まず、 の方の防潮樋門の運用でございますが、防潮樋門が故障したとかそういうふうじゃなしに、樋門の運用をどうするのかというお尋ねだと理解しております。それで、最終答申いただいて3カ月かそこらたちますが、実はまだ管理人とちょっと雑談程度というか、このような話はしておるわけでございますが、正式に自治会等ともそういう話は、申しわけございません、現在しておりません。ただ、この樋門だけじゃなしに、既にゲートの管理とかそういうのは、鈴鹿市中ほかの所でもやっております、管理人が旅行に行くとかいないときは、事前に連絡をいただければ、私どもの方でバックアップ体制を取ったり既にしておるところでございます。委員会の方からこういう意見をいただきましたので、改めてそういう場をこれから再度持ちたいと。今までもこういうふうなことは現実課題としてあったわけでございますが、再度改めてこういう場を持ちたいと考えておるところでございます。

それから、 の流出抑制だけじゃなしに、当然近鉄桁下の今の流下能力を常にチェックしまして、上からの改修をそれに合わせたような流量調整をする。それに合うような形で、それよりようけ流してはいけないということで、流量調整を図ることが前提として県と調整してやらせていただいて、それプラス流出抑制をこれからも頑張っって進めていきたいと。そのように考えておるところでございます。

(委員長)

よろしいですか。

(委員)

今のに引き継いで。で、どうやって流出抑制をされるんですかと聞かれているのの答えがないのですが、例えばどうやって流出抑制をされるのでしょうか。

(鈴鹿市河川課長)

例えば、一番大きなのは開発がございませけど、1 ha を超えますと県の開発基準ございますので、それを適用して流出抑制を指導しておりまして、1 ha 未満ですとこれといった基準がございませんので、今のところ出来る限り溜めたり染み込ませたり、そういう施設を設けていただくように、開発者をお願いしておったり、あと公共事業で学校とか公民館を整備するときには、これ内々で市同士ですが、透水性の舗装とかそういうのを極力採用していただくように、公共事業間でもお願いしておるところでございます。

(委員長)

ほかにご意見ありますでしょうか。では、以上とさせていただきます。

(公共事業運営室長)

それでは、次に議事次第5のその他ということで説明させていただきます。5の方に、19年度の公共事業再評価対象事業の一覧表の予定表という形で付けさせていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。再評価対象事業の県事業につきましては、再評価理由の事業採択後一定期間を経過し継続中の事業につきましては1件、再評価理由の再評価実施後一定期間が経過している事業につきましては9件、再評価理由の社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要性が生じた事業につきましては1件の合計11件を予定いたしております。7番の都市公園事業でございますが、これにつきましては、平成17年度から再評価を持ち越しておるとい事業になっております。

2ページの方で、市町等事業の要望箇所を挙げさせていただいております。現在のところ、再評価理由に該当するのが6事業と、に該当するのが16事業来ておって、合計22事業ということで要望が来ております。冒頭、委員長の方からご挨拶の中で調整をというお話がございましたので、これにつきましてはどのような形で取り扱っていくかにつきましては、今後引き続き検討させていただきたいと思っております。

それから、事後評価につきましては、3ページ目、次のページの資料6の方でございますが、そこに書かせていただいておりますように、9件の事後評価を予定しております。市町等事業の要望の部分は除きまして、県事業につきましてはそのような形で予定させていただいております。よろしくお願ひしたいと思っております。委員長の方で何かございましたらお願ひします。

(委員長)

今の議事次第5の来年度の審議予定につきまして。その前に40ページから資料が付いているのですが、43ページを見ますと、(4)で平成11年以降デコボコはありますが、40件前後議論してきた。それから、(5)につきましては、これは年間の何が書いてあるのですか。3本線があるのですが、審議時間というのは一番上。24時間から84時間。何か想像がつかせませんが、で、今年度は今日を入れての時間になっているのですか。

(公共事業運営室長)

いえ。

(委員長)

そうすると、今日の審議時間として4時間ぐらい入れると、約46時間ですね。という過去の推移がございます。それで、今年度は合計何件でしたっけ。

(公共事業運営室長)

31件。

(委員長)

31件。今ご提案があったのが、県事業が11、市町等事業が16、再評価が9。

(公共事業運営室長)

合計42件です。市町等が22件あります。

(委員長)

42件ですか。今年の10件を超える案件が申し出られているということだそうです。それで、今日冒頭に私がお願いしましたけど、審議に十分時間が取れないので何とか調整してくださいというお願いをしたところでございます。これについて何かご意見ありますか。なければ、冒頭の提案の趣旨に則りまして調整をいただきたいと思います。

(公共事業運営室長)

はい、わかりました。また実際の委員会の進め方等の問題も含めまして、本日の委員会終了後に詳細に打ち合わせさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。本日の関係で何か委員長の方から特に総括的な意見ございましたら、よろしゅうございますか。

(委員長)

はい。私が発言するよりも、それぞれの委員に言っていた方がいいと思いますが、時間もかかりますので、私の方から総括的な意見を発言させていただきます。県の担当者はおられなくなったのかもしれませんが、一般的に事業継続を承認して早く事業効果が発現するようにしてくださいという案件については、従来どおり早く進めていただくという回答で結構だと思うのですが、それ以外の但し書き等が付いた本委員会からの意見について、回答が本日聞かせていただいたものの中には、抽象的なものが少なからずありました。だいたいの方向性はイメージとしてわかるのですが、例えば具体的にどういうツールで何をするのかというのがよくわからない説明が少なからずありました。

最近マネジメントサイクルのことがよく言われますが、具体的に何をするのかという目標が設定されないと、いいか悪いか検証できないとか、その方針に基づいて何かが達成できたということがわからないという指摘がよくされます。そういう面から見ましても、抽象的な方針はやっていただくのは当然のことですけれども、その方針のもとで具体的に何が

できるんだろう、何をしていくんだろうということまで可能な限り踏み込んで回答していただけるとよかったなというふうに思います。それが全体を通じて感じた意見でございます。

本日は事業の実施に皆さんのエネルギーをもっと注力していただきたいところでございますが、最近、効果的な事業進行ということで、こういう中間評価とか事後評価をするような時代になりました。我々の理解が届かない所にいろいろ資料作成、説明でエネルギーを費やしていただいて、本来の事業にもっと時間を割くべきではないかなという気もいたしますが、来年度さらにわかりやすく、透明な事業進行に注力していただくと幸いです。以上です。

(公共事業運営室長)

ありがとうございました。

(公共事業総合政策分野総括室長)

今、委員長の方から総括のご意見をいただきまして、今回、事業方針報告ということで、対応方針を今日県事業、市町等事業ご説明申し上げましたが、たまたま昨年に準じたわけではないと思いますが、やはり我々公共事業につきましては、どうしても完了まで長期間を要するというのは、これは実態だと思っておりますので、今回審査を受けた中で、事業がやっぱり完了するまで、なおかつ我々は最後まで担当する立場で変わっていく、そういう流れになってございますので、この審査の結果がきちんと引き継がれ、なおかつ言われたご指摘の面は事業に反映していくということが一番重要なことだと思いますので、我々事務局としても、今冒頭の委員長のご挨拶と、それから総括のご意見を踏まえて、事務局としても指導に努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(公共事業運営室長)

どうもありがとうございました。本日の議事は以上でございます。最後にですが、平成15年度から4年間当委員会の委員を務めていただきました委員の方が、本年度をもちましてご退任ということになりました。委員におかれましては、技術士として卓越した建設とか総合技術管理に関するご見識をお持ちでございますので、当委員会でも多くのご意見、ご指摘をいただいたところでございます。今回、ご本業の方と委員会とのいろいろな調整が難しくなられたということで、大変残念ではございますけれども、ご退任ということでございます。委員長、委員の方からちょっとご挨拶いただきたいのですが、よろしゅうございますでしょうか。

(委員)

4年間いろいろお世話になりました。ありがとうございました。先ほど、司会の方から私の持っている見識でいろいろと有効な意見が出せたようなことをおっしゃってありましたけど、そういう意味で私自身4年間を総括しますと、非常に消化不良というか、思うように質問を投げ掛けたり、それからいろいろと意見を言うことができなかったなというの

が現在の心境です。

ただ、その中で私自身は建設の工事の部門で 30 年以上携わってきた人間でございますが、公共事業に関しては私自身は非常にそういう理解をしてきたつもりですが、その中で最近というか、バブルが弾けた頃からでしょうか、非常に公共事業に対する風当たりが強いという中で、たまたまこういう委員会の委員に任命していただいて参加したわけです。そこで感じたのは、一言感じた点を申し上げますと、やはり皆さん方は例えば三重県の中でインフラ整備という、それも 50 年、100 年もっと先に向けてのインフラ整備という重大な事業をやっているという認識をさらに深めて持っていただいて、強く持っていただいて、取り組んでいただければというのが。その中で、こういう委員会でも感じたことなんですけど、その重要な部分をやっているがゆえに、説明責任というか、その部分がきちんと県民、市民の皆さんに伝わるようにしていただくのが、本来課せられた使命ではないのかなというふうに感じております。

私自身はこの委員会ではお話することはないのですが、最後に本当にこういう形で委員の皆さんのそれぞれのバックグラウンドで意見あるいは疑問点を出されているということは、非常に私自身参考になりましたし、ためになりました。この委員会がかなりそういう意味では、私は充実したものであるというふうにさらに認識したところです。これからはぜひこの委員会が充実していくことを期待して、挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました（拍手）。

（公共事業運営室長）

どうもありがとうございました。それでは、これをもちまして平成 18 年度第 8 回三重県公共事業評価審査委員会を終了させていただきます。委員の皆様、どうもありがとうございました。この後、控え室の方で先ほどの進行の件等いろいろご相談したいと思いますので、控え室の方へお戻りいただきますよう、よろしくお願いたします。ご来場の皆様、どうも御苦労さまでございました。